

公安委員会に送付せられたはずであります。佐藤総理は、この決定に對して異議の申し立てをなされた。そのため裁判官は、十日の午前三時ごろ、夜中だ、杉本裁判長宅に集合、佐藤総理が眠つている真夜中に、みずから信念をもつて下した決定をみずから手で取り消さねばならぬといふ、まさに裁判官の無念や察するに余りがあります。一体、佐藤総理は、この裁判官の心情に對しいかなる感想をお持ちであるか、承りたいのであります。

(拍手) 第二点といいたしまして、佐藤総理の異議申し立ての理由についてであります。これも細分して質問いたします。これは印刷物で前もつて回してあるから、私はその順序で聞きます。

第二点の一、十日は土曜日に当たり、本会議、常任委員会ともなかつたのであるが、しかもおそくとも前日九日の午後八時ごろには議事日程が決定され、印刷に付されていたはずであるが、総理はそれを認められますか。

二点の二、土曜、月曜は、緊急の事態のない限り通例本会議、常任委員会とも開かれないのであるが、その慣例を総理は認められますか。三、十日は土曜なるがゆえに、各官庁とも午後は、職員は特別の任務の者以外退庁するはずであるが、総理はそれを認められますか。

四、以上の事実の認定の上に立つて異議の申し立てをしたものであるかどうか。

五、東京地方裁判所の決定の出たことを、どこで、いつごろ知られましたか。

六、それについて異議申し立てを裁判所にしたのは何時ごろでありますか。

七、杉本裁判長は、かつては法務省証務局の事官であり、本法立案者の一人で、解説書もあり、最も本法に精通せられた人であります。その人が裁判長であるので、これは公正、正確な判断を下される人はほかにないと私は思われますが、総理の御所見を承りたいのである。(拍手)

八、総理の裁判所に提出された異議陳述書の内容についてお尋ねいたします。その理由にこういふことを言つておる。「現に五十五回特別国会が開会中であつて、当然予想せられる衆参両院における本会議、委員会その他の審議、折衝、連絡、打ち合わせ等に伴う両院議員の登院、退院等の往来が確保できない」と言つておるのだ。これはさきの質問のとおり、全く事實に反することであり、また、さようなことのないことは、当然前にもつて知つておらなければならぬはずである。現に当日十二時十分の調査によれば、登院者は、衆議院において自民党が九人、社会党が二十一人、民社三人、公明、無所属はゼロであつて、参議院でも、自民党が五、社会党が七、民社一、他はゼロである。そのようなことはすでに予想されておらなければならぬはずであるのであります。これが現実だ。しかるに、かような衆参両院の常任委員会や本会議が土曜日に開かれるというようなことでもつて、それで審議を妨げられるなんていうことでもつて、異議の申し立ての事由にしておる。これはなぜかというと、国会の運営の実情をまるじないか。一国の総理大臣ともあろう者が、そんなにたまめなことをやつていないのであるが、これに対して答弁をしなさい。(拍手)

そうしていま申しましたように、陳述書には、本会議や常任委員会が開かれることを前提として、国政審議権の公正な行使が阻害されるおそれがあると断定を下しているのであるが、これが全くでたらめであることはいま申したとおりである。まあ、かようなことを一体理由とされた総理の御意見を承りたい。

さて、なお理由として述べておることは、これまでにかく通常の神経では考えられないような神経過敏症といふか、誇大妄想狂といふか、あるいは神経性恐怖症といふか、どうも異常だと私は思うのであります。でありますから、この第二部杉本判決は、この東京都の意見書、すなわち、総理大臣の陳述書はあとから出たにしても、ほとんどの意見書の引き写しですから、やはりそれに對する批判になる。この東京地裁第二部の杉本裁判長の班ではこういふことを言つてゐる。民主政治にとつてきわめて重要な集団行動による表現の自由を制限するものであるからその運用にあたつては、いやしくも公安委員会がその権限を濫用し、公共の安寧の保持を口実にして、平穡で秩序ある集団行動まで抑圧することのないよう

瞬にして暴徒と化し、警察力をもつてもいかんともなし得ない事態に發展するおそれがある、こういふことを言つておる。東京護憲連合の行進許可申請は千人ぐらゐの集団で、国会の裏通りを行進するだけのことであり、ことに都の公安委員会は、ジグザグ行進はいかぬ、かけ足はいかぬ、あるいはすわり込みはいかぬ、フランス式モハいかぬ、全体を数班にわけて、一班と二班の間の距離はどのくらいにしろ、あらゆる制限をやつておる。それを護憲連合ではのんで、ただこのコースの変更だけについて裁判所に訴えたのであります。

かよくな場合におきまして、国会裏を行進することが、何で一体公共の福祉に害があるのであるのだ。何で警察力をもつても押えることのできないようなことが、何で特許廳に至る道路であるにすぎないこと等にかんがみれば、本件集団示威行進が被申立人主張のように国政審議権の公正な行使を阻害する等のものは断然することができない」こう言つておる。(拍手)

さて、しかるにかかわらず、これに對して総理大臣は異議を申し立てられた。これはまあ法律に規定があるからしかたがない。ただ、総理大臣はこの法律の成立經過をどれだけ研究されたか、以下お尋ねしたいと思います。

行政事件訴訟法第二十七条に對して総理はどういう理解を持つておるのだ。どうも東京都公安委員会の意見書を引き写したものが出でたと、いうに至つては、あまり理解なさつていないのではないかと思つたが。お尋ねだけしてみる。

総理は、行政事件訴訟法第二十七条について、いかなる方法で条文を見、また聞き、その解釈を理解したか。しかして、この二十七条の成立の経過につきどんな研究をなされたか。昭和三十七年三月二十二日の衆議院法務委員会における私の質問に対し、当時の法務大臣植木慶子郎君、あるいはまた濱本証務局長、これらが政府答弁に立つて、質問は主としてこの二十七条に集中したのだ。それに対し彼らはどう言つたか。みな口

うちを合わしたように、いやこの二十七条は伝家の宝刀でござります。めったに抜かないでござります。どうしても公共の福祉のため真にやむを得ない場合だけに限る、まれな場合を規定したものであります。こう答弁しておる。後に、当時法制審議会の本法の審議に当たられましたる、ただいま最高裁判所の判事になつておる田中一郎氏と、本件の裁判長杉本氏の対話が法律雑誌に載つておりますが、国会においては、論議はこの二十七条に集中していたので、ほかの部分はあまり論議なしに通すことができたと述懐しているのである。このくらいこれは問題だつた。本条については、社会党も民社党も共産党も、野党全部反対をした。そして修正案を出したのであるが否決された因縁つきの条文であります。一体、慎重の上にも慎重に取り扱わなければならぬ運命を持つておる条文なんだ。さようなことを総理は御承知あつたのかないのか、その認識をお聞きしたい。

さて、三点の二といたしまして、司法権優位、

裁判官尊重の精神と、だいま申しました四十回

国会法務委員会における野党の主張及び政府委員

の答弁の趣旨、これを総合して考察するならば、

今回総理大臣の異議の申し立ては、各大新聞の論

説において指摘せられたるとおり不法に法を歪

曲し、職権を乱用したおそれが十二分にあるが、

これに対し、総理並びに法務大臣はどういうふう

にお考えになつておるか、御答弁願いたいのであ

ります。(拍手)

さて、これが職権乱用があつたと、かりにいた

しますならば、刑法百九十三条の公務員の職権濫

用罪に該當すると思つのでありますが、法務大臣

はどう考へるか。(拍手)

さて、第五点といたしましては、佐藤総理は、

今後もなお国会裏の行進については、裁判所の見

解いかんにかかわらず、本件のごとく行政事件訴

訟法第二十七条の異議の申し立てをする意思であ

るかなかいか、それを明らかにしていただきたい。

第六点、法務大臣は、みだりに公安条例違反な

りとして起訴せざるよう、慎重に捜査すべきこと

を全検察官に対しても訓令を発する意思があるか、

これをお聞きする。

第七点、自治大臣は、全国の公安委員会に対

し、デモ行進等に条件を付するにつき、判例並び

に憲法の精神に違反しないよう特別の通達を発す

る真意があるかどうか。

私が、このことを質問するゆえんのものは、国

家公務員の中に、内閣総理大臣は、行政の長官で

あるとともに、国家の最高機関だなんて言つたや

つがいるんだ。新聞にちゃんと出ています。それ

が国家公務員だ。いわんや、地方の自治体の公務

員なんというのは、どういうのがいるかわけがわ

からぬ。憲法など全然おかまいなしの連中が相当

いるんじゃないか、そういうのが条例をつくるの

だ、そういうのが条件を付して、その条件に違反

したら一々引っぱられて起訴される。こんなむざ

んな話がありますか。いま少しくこれに対しまし

て、人権を尊重し、憲法の表現の自由を尊重する

ならば、法務大臣、自治大臣は、特別の処置を

とついていと思ひますが、その所見を承りたいと存ず

るのであります。

第八点、行政事件訴訟法第二十七条によれば、

その第六項において、「異議を述べたときは、次

の常会において国会にこれを報告しなければなら

ない。」という規定になつておりますが、この報告

をいつなさるのであるか、総理大臣の御意見を承

りたい。

以上をもつて、私は質問を終わります。(拍手)

【内閣総理大臣佐藤榮作君登壇】 お答えいたしま

す。

民主主義のもとにおきましては、お説のとお

り、法律を守ることが絶対に必要であります。ま

た、三権分立の原則、これも守らなければなりま

せん。

ただいま、私のとりました処置は、行政事件訴

訟法二十七條に対するものであります。

また、杉本裁判長がもとどういうよな官廳を

持つていたか等々はよく承知いたしておるのであ

ります。ただいまも御指摘になりましたように、

この二十七条についてはずいぶん反対がございま

した。反対はございましたが、これはりっぱに成

立して今日有効にとの法律があること、これは御

承知のとおりであります。ただいまこの法律を無

視しようという、そのことこそが実は民主政治の

もとにおいては許されないことではないか、私は

原則はぜひ守つていただきたい。

そこで、具体的に土曜日ではあまりたいしたこ

とはないじやないか、委員会も開かれず、本会議

もないとおいては許されないことではないの

だ、そういう際のデモだからこれは問題じゃない

んじゃないか。こういうお話をあります。私も国会

に籍を置いて十数年になりますので、土曜日など

いうようなことが行なわれるということはよく

知つております。猪俣君また御承知のとおりであ

ります。しかしながら、国会といふところは、会

議ばかりがいわゆる国会ではございません。もち

ろん緊急の場合にはどういうことがあるかわかり

ません。これは猪俣君自身も、緊急のものが考

えられれば別だということを言われております。

また、私ども議員が国会にはしょっちゅう出入

りしておるのであります。それらのことを考えて

みますと、国会周辺のデモというのは当然私ど

もが気をつけなければならない問題でございま

す。(拍手)

次に、私が事態を何時ごろ知つたか、こういう

こととありますか、私は大体夜の九時半ごろ静養

先でこれを知りました。そうして私は直ちに官房

副長官、さらに法務大臣、自治大臣等にこれに對

する処置を命じたのでござります。おそらく政府

といったましては、同日中に裁判所に対しまして

異議の申し立てをした、かように私は理解してお

ります。

杉本裁判長が過去においてこの問題にも関係さ

れたといふ、猪俣君はさすがに弁護士であります

から、よく御存じのようありますが、私はさよ

うな点は知りませんでした。しかし、だいぶま

し上げますように、関係大臣並びに法制局長官も

この条文がどういうよな審議の経過をたどり、

また、杉本裁判長がもとどういうよな官廳を

持つていたか等々はよく承知いたしておるのであ

ります。

これは権利の乱用だ、かように私は絶対に思つ

ております。

通常会には、必ず報告をいたします。(拍手)

【國務大臣田中伊三次君登壇】

○國務大臣(田中伊三次君) 内閣総理大臣の異議

の陳述が、刑法のいわゆる職権濫用罪に該當する

のではないかと、いう御質問でございました。

職権濫用罪なるものは、猪俣君御承知のと

おり、職権を乱用して、人をして義務なきことを行なわしめ、行なうべき権利を妨害するといふ構成要件が必要でございます。内閣総理大臣は、行政事件訴訟法二十七条に基づいて緊急やむを得ざるものと認めて、本件発動をしたものでありまし

（了）職権のまさに行使というべきであつて、これを濫用罪該當と認めるることは誤りでござります。

(拍手)

は、公安条例の違反事件を起訴せざるよう通達を行なう意思ありとの御質疑であります。御承

知のとおり、公安条例が憲法上有効であるといふことは、最高裁判所大法廷をはじめ、幾多の高等

裁判所においてその有效を認めておるところであ
ります。しかしながら、最近において、所々に、

下級裁判所において、これに反するか」とき判決あることは事実であります。が、そのような下級裁

判所の判決の存在する事實をもつて、法の適用を阻止するがことき通達を行なう意思はございませ

〔國務大臣藤枝泉介君登壇〕

○國務大臣（藤枝泉介君）　集団示威運動といふものは、言論、出版等とは異なりまして、つまり潜

在する一種の物理的な力によつて支持されている
ことが特徴であります、こうした潜在的な力

は、あるいは予定された計画に従い、あるいは突然的に内外からの刺激、扇動等によってきわめて

容易に動員される性質であるということは、三十年の最高裁の判決にも明記しておるところです。

ざいまして、猪俣さんは十分御承知のところだと存じます。

次に、公案条例の取り扱いにつきましては、憲法その他によつて十分慎重にすべきことは、常々

都道府県の公安委員会に通達をいたし、指示をいたしておるところでございまして、今回特にこの指示をいたす所存はございません。（拍手）

— 1 —

つきましては、この際自由民主党の与党の諸君に御反省を求めるものであります。(拍手)

ここで私は、異議申し立ての性格について国会の皆さん方とともに考えてみたいと思います。もとより申し上げるまでもなしに、この二十七条の趣旨は、いわゆる三権分立の基本的な憲法の構成に対する異例中の異例の措置であります。それだけに立法経過からいたしましても、いわゆる伝家の宝刀としてこれが行使には慎重の上にも慎重さが要求されるのであります。ところが、この決定のいきさつを見ますと、六月九日の午後九時過ぎに裁判所の決定がなされました。それに対し、総理は鎌倉で御静養中であります。法務大臣、國家公安委員長、木村官房副長官等と電話連絡で簡単に、三時間足らずのあとにこの決定を指示されおる。いわば司法権と行政権の交錯、三権分立の基礎をゆるがすような、こういう大決定を簡単な、軽率な御判断のもとにとられた今回の総理の措置につきましては、いささか御反省を求めるたいと思うものであります。

なお、新聞等に木村官房副長官が、昨日あたり報ぜられましたところによりますと、今回の措置は、たとえばイギリス、アメリカ、西ドイツ、フランス等では当然に規制されている内容であつて、国会や裁判所、外国大使館周辺のデモは禁止するのが当然だという趣旨の御発言がございました。しかし、将来の立法論は別といたしまして、現在私たちは、新しい憲法のもとで、生きた日本国の法律のもとで生活をし、それによつて行政が行なわれておるわけであります。外国の立法例をあげて、行き過ぎた総理の判断を弁護するがときには、私はナンセンスであろうと考えるのであります。(拍手)

ただし、念のために、この機会に総理大臣に私はお尋ねをいたしたい。将来国会等の周辺におけるデモ規制について、今後立法措置をとる御意思がありやしないや、もしあるとすれば、その具体的

定した地方財政計画の立つわけがありません。

定した地方財政計画の立つわけがありません。そこで総理に伺いたいことは、資本主義、自由主義経済のもとでは、人口流动の趨勢はとめがたないことを認めた上に、いまのような場当たり的的地方財政対策を続けていくよりしかたがないとお考えになつてゐるのか、それともいまここで資本の流れに変更を加えて、人口の流动を抑制、安定させた上に、地方財政の安定長期計画を求めようとするのであるか、御所見を伺いたいのであります。

次に、当面の具体策につき大蔵大臣に、
第一点は、毎年国会に提出される地方財政計画には、超過負担の項目がありません。しかし、超過負担は間違いなく実在している。この結果、実際にあたっては超過負担は計画の中の一般行政費

及び単独事業に食い込んでいくものであります。ことは自治省当局の認めるところであります。この点において、地方財政計画にはうそがひそんでゐる。このうそは地方自治をむしばむ悪質なものであります。超過負担は多年にわたるものであり、中央、地方の間の不信をかもす最大のものであります。政府はすみやかに有効具体的な方策をもつてその解消に当たるべきであります。しかるに、今日までこの解消の遅々として進まない原因の一つは、予算編成の過程において、自己の仕事の分野を守り、拡大しようとする官僚の本能的意欲がまつわることにあるのであります。すなわち、超過負担は、自己の仕事の拡大とは無縁のものでありますから、関係各省は限られた限度の予算の要求にあたって、また、大蔵省との折衝査定の経過において、超過負担解消のための意欲が二の次になりがちなことは明らかであります。

そこで、私は具体的の方策として、予算編成の事前に、このための計画的な特別なワクを設けるか、あるいは大蔵省、自治省を中心として所管各省と協議し、事業の合理的単価を定め、これによりて予算の要求並びに査定を進められることを提倡いたすものであります。

地方財政法第十八条は、国の補助金、負担金等は、必要でかつ十分な金額を基礎として算定されなければならないと規定している。政府みずからがこれを空文化し、違法をあえてすることは譲るべくではありません。大臣は私の提言を考慮されて、有効具体的な方策によつてこの問題に取り組むお考えがあるかどうかをお伺いいたします。

な具体的方策を確立して軌道に乗せただけでも、地方の自治省に対する信頼を高め、大臣就任の意義を果たすものであります。予算編成の時期は間近であります。急がなければなりません。大臣のかたい決意のほどを伺いたい。

第二点は、今日地方住民は、生活様式の変化につれて生活環境の整備を求め、交通など社会環境の危険の増大につれて、これから身を守るために、また、まつとも。自然に適応する

けを待つてこれを処置するつもりでございます。政府におきましては、もちろん、いつもこの種の調査会の答申は尊重する、このたてまえでござりますので、そういう意味で十分調査会の答申は尊重いたしまして、結論をつけるつもりであります。

第一点は、地方自治体の起債は昭和二十六年までに全額政府資金によつたのであります。が、日
本財界の復興期にあつて、その後は公募債を交
えるようになり、それでも昭和三十年代の初めに
おいては、政府資金は八〇名前後を占め、地方債
は政府資金による原則に立つていのであります。
す。しかし、昭和三十六、七年以後、経済高度
成長政策の発展につれて次第に低下し、いまや六
〇%に近づきつつあります。政府資金による原則
は破れ去らうといたしておるのであります。政府
資金は、郵便貯金、簡保掛け金など大衆庶民の生
活の中から生まれる零細資金の集積であります
し、地方行政は、大衆庶民の生活に密着するもの
であります。したがつて、これらの資金を地方行政
を通じて庶民の生活のために還元することは理
政の当然と申さねばなりません。一般地方行政も、
公営企業も、目前の利益を追求するものではな
い。長期にわたる住民の利益のためになされるも
のであって、これには長期低利の資金が要求され
ます。大臣は、地方債は政府資金によるものであ
るとのかつての原則に返る考えはないか、これに
よつて政府資金の割合を増大していくお考えはな
いかを承りたい。

○ 財源を求めておりま_スす。当然なり実が要求であります。しかし、住民の切迫した要求には、持ちません。しかし、住民の切迫した要求には、財源付与のときまで待つことのできない、きよら、あすの問題があるのであります。ここに住民は、公共団体が借金をしてでも早く実施されるとを求めていきます。

本来、地方自治体の起債は自由なものであり、ただ地方財政法は、当分の間国の許可を要するものといたしておるのでございますが、この当分の間はすでに二十年に及ぶのであります。立法当局、承認許可を要するものとしたのは、当時の原資不足、発足したばかりの地方自治体に対する不信などに基づくものと思われるのですが、現在はその様相は異なっております。この辺で住民の切実な要求にこたえるためにも、自治体の自治を回復するためにも、起債自由の原則を弾力的に回復すべき検討の時期がまいったのではないかと思うのであります。大臣の所見のほどを承りたいと存じます。(拍手)

るのであります。それで資本主義経済のもとにおいてはこういう状況は続くだらう、だからどうしようもできないのか、こういうお話をございまが、とにかく、経済、社会の発展上、こういうことが必然的に起る。政府は、国内の均衡ある発展、これが最も望ましい姿でござりますので、過密都市対策並びに過疎対策、それぞれ具体的に実行いたしまして、そうして均衡のある発展を期していくつもりでございます。しかしながら、ある程度実情が地方によって相違いたしますので、財源的措置をいたすにいたしましても、これらの方の実情を十分勘案して、それに応する財源的措置を講じていくということでなければならぬ、かように思つておりますので、その点で努力しておるような次第でござります。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) お答えいたします。

超過負担の問題でございますが、本年度の予算におきましては、超過負担が最も顕著といわれてしまして、総額二百六十六億円の超過負担の解消をいたしまして、昨年度の施策に合わせて六百

次に、自治大臣に、
第一点は、ただいま大蔵大臣に要望いたしました
た超過負担の解消には、自治大臣が最も推進力を
持たなければならないのであるが、従来の模様を
見ておりますと、この点について、自治省の力は
まことに弱過ぎる、たよりにならないことおびただ
らしい。大臣、あなたは、この問題について有効

お話をもあつたように、中央、地方の行政事務の再配分、同時に、その財源の配分の問題、これは地方制度調査会におきましていろいろ検討しておる中最でござります。お話をもありましたように、第九次並びに第十次答申によりまして、行政事務の配分は一応答申を得ておりますが、財源の裏づけがございませんので、その財源の裏づ

億円程度の解消をいたしましたが、御承知のように、この超過負担の問題が出てきます。原因は、いわゆる地方における単独事業のつけ増し分との限界がはつきりしないことと、補助金の配分方法に適切を欠く問題があることなどございます。なので、どうしても補助事業の実態調査をやらないとほんとうの解決案ができません。したがって、

関係省におきまして、補助事業の実態調査にちょ
うどいま着手したばかりでございますが、これが
できましたら、その結果によつて、今後の補助単
価の適正化をはかつてまいりたいと考えております。

それからもう一つは、政府資金をできるだけ國
民生活に密接した方面に運用すべしといふ御議論
でございましたが、國民生活に密接している方面
は、ひとり地方公共団体だけではございません
で、鉄道、道路、住宅、生活環境施設等、いわゆ
る財政投融資計画の対象機関全面にわたつております。そういう問題があると同時に、また逆に、
財政投融資計画の原資は、政府資金だけでは足ら
ない。したがつて、その不足分を、地方公共団体
とかあるいは政府機関それぞれにおいて民間資金
を導入しているというものが現状でございます。し
たがいまして、地方起債におきましても、今後、地
方自治の原則に従つて、地方公共団体が金融機関
から起債するといふような問題につきましては、
できるだけ弾力的に対処するということにいたし
ますとともに、政府資金ができるだけ多くこれに
充てることには今後十分つとめてまいりたいと考
えております。(拍手)

官報(号外)

○國務大臣(藤枝泉介君) 超過負担につきましては、ただいま大蔵大臣からお答えがございました
が、四十三年度の予算編成を目指といたしまし
て、計画的な解消につとめたいと存じます。
起債の自由化の問題でございますが、元來、地
方自治のたてまえからいたしまして、起債は自由
であるべきだという原則は認めるわけでございま
すが、現在の経済情勢におきましては、国並びに
民間の資金需要と地方公共団体の資金需要との調
整をはかる必要があることが第一、第二には、自
由化された場合に、弱い団体が不利になるのではな
いかということ、第三には、無計画な起債とい
うものが住民に将来非常な負担をかけるのではな
いかというようなことがありますので、現在、こ

うどいま着手したばかりでございますが、これが
できましたら、その結果によつて、今後の補助単
価の適正化をはかつてまいりたいと考えております。

の段階におきましては、自由化に踏み切ることは
非常に困難であると考えております。(拍手)
○副議長(園田直君) これにて質疑は終了いたし
ました。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提
出)の趣旨説明

○副議長(園田直君) 内閣提出、道路交通法の一
部を改正する法律案について、趣旨の説明を求め
ます。國務大臣藤枝泉介君。

○國務大臣(藤枝泉介君) 道路交通法の一部を改
正する法律案について、その趣旨を説明申し上げ
ます。

この法律案は、最近における道路交通の実情に
かんがみ、交通事故の防止をはかるため、所要の
規定を整備することともに、大量に発生している自
動車等の運転者の道路交通事故件を迅速かつ
合理的に処理するため、交通反則通告制度を新設
すること等をその内容としております。

まず、交通事故の防止をはかるための改正につ
いて説明申し上げます。

第一は、横断歩行者の保護の徹底をはかるた
め、交通整理の行なわれていない横断歩道を通過
する車両等の通行方法に関する規制を強化すること
とであります。

第二は、大型自動車による交通事故を防止する
ため、所要の規定を整備することとあります。そ
の内容は、運行記録による記録及び保存につ
いて規定すること、積載制限違反の罰則を強化す
るとともに、安全運転管理等が積載制限違反の
運転を下命し、または容認することを禁止すること
と、並びに大型自動車免許の資格年齢を二十歳に
引き上げる等、大型自動車の運転の資格要件を引
き上げることであります。

第三は、運転免許の行政処分の制度の合理化を
はかるための改正であります。そのおもな内容を

は、運転免許の効力の仮停止の制度の新設であります。これは、酒酔い運転またはひき逃げの死傷事故、居眠り運転による死亡事故等、一定の悪質、重大な交通事故を起こした者については、警察署長が運転免許の効力を二十日間仮停止することができます。もとより、この仮停止を受けていた期間は、運転免許の取り消しまたは効力の停止を受けた場合の期間に通算することとしております。

このほか、運転免許の行政処分の迅速化をはかるため、都道府県公安委員会の運転免許の効力の停止等に関する事務の委任の規定を設けること等もその内容となっております。

以上のおか、若干の規定の整備を行なつております。次に、反則金の額は、その最高限度額を法律で定め、その限度額の範囲内で反則行為の種別ごとに法令で定額を定めることとしております。

また、反則金は、国に対して納付することとし
ておりますが、国は、当分の間、交通安全対策の一環として、反則金収入額に相当する金額を、交

通安全対策特別交付金として、都道府県及び市町村に交付することとしております。この交付金は、地方公共団体が単独事業として行なう道路交

通安全施設の設置に要する費用に充てさせると
して政令で定める一定の基準により交付することといたします。

なお、この交通反則通告制度は、全く新しい制度でありますため、実施のための準備に相当の期間を要すると考えられますので、この制度の実施は、昭和四十三年七月一日からとしております。

以上が道路交通法の一部を改正する法律案の趣

旨でございます。(拍手)

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提
出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(園田直君) ただいまの趣旨の説明に対
して質疑の通告があります。順次これを許します。

○太田一夫君 私は、日本社会党を代表いたしま
して、ただいま趣旨説明のありました道路交通法

の一部を改正する法律案につきまして、総理大臣以下関係大臣にお尋ねをいたしたいと思います。

まず、総理大臣にお尋ねをいたします。

道路交通法は、一道路における危険を防止し、その

昭和三十五年に制定されたものであります。

また、道路法は、「道路網の整備を図るため、道

路線の指定、管理、保全、費用の負担

区分に関する事項を定め、もって交通の発達に

「公共の福祉を增进する」を目的とし、元しまして、昭和二十七年に制定されました。そ

ほか、踏切道改良促進法が昭和三十六年に、交

通安全施設等整備事業に関する緊急措置法が昨

中、それぞれ制定されたのであります。しかし、
我亦よがゞ交道事例は、減少を見る。二つか、

が急がからず交通事故は減少を見るところが

卷之三

試みに、その数字を調べてみますと、死者は昭

相三十九年一万余三千三百十八人、昭和四十年には

万二千四百八十四人、昭和四十一年一万三千九

昭和三十九年四十万一千人余り、昭和四十年四十

一万五千人余り、昭和四十一年には五十一万七千

人有余と、おそるべき増加を示しているのであり

地方、自動車の数は、昭和三十九年ご七百十六

方七千台余り、昭和四十年八百十二万三千台余

昭和四十一年には九百四十万台をこえており、

まして、毎年百万台をこえる田舎らしい躍進を見せておるのであります。そのため、数次にわが

の道路整備計画も、ついに、とどまるところなき

自動車交通量の増加の前には両手をあげざるを得

自働車と道路とのバランスは大きくくずれてし
ないような項目におちいりつつあります。

よいましたが、しかし、このバランスは、交通事故

事故を防ぎ、交通の安全と円滑をはかるためには、

この際、道路車両、運転者のすべてにわたつて総合的な対策を講ずることこそ、戦後最高とい

われる今日の交通事故発生に対処する道でなければならぬと思つてあります。

総理は、今までしばしば、抜本的対策を講ずるとか、安全の確保を期するとか申されているのであります。一方に実現されそうにあります。どうしてそれができないのでありますか。交通事故を減らし、それを絶滅する道は何か、総理並びに御所信を伺いたいと思うのであります。(拍手)

次に、交通関係閣僚協議会と交通対策本部とが今後果たすべき役割につきまして、総理並びに総理府総務長官にお尋ねいたします。

陸上交通事故防止の最大なる理想の一つは、運輸省、建設省、警察庁、労働省、通産省等、交通に関する行政の総合性の樹立であります。交通行政が権限とかなわ張りとかに災いされてばらばらとなつてゐる弊害はないのでありますか。事故を防止し、交通文化の発展を期するためには、いままでどこも手をつけることができなかつた問題、たとえば都市交通の体系的計画の樹立、道路別自動車交通量の規制、安全運転のための労務行政の強化等、すみやかに実施しなければならないことと考へます。これらについて交通関係閣僚協議会または交通対策本部はいかなる役割りを果たされる所存でありますか、お考えを承りたいのであります。

第三には、今次道交法改正の眼目であります反則金の制度について、藤枝国家公安委員長をお尋ねいたします。

すなわち、反則金の法律的性質についてであります。反則金は、行政機関たる警察本部長が反則者に通告して任意に納付させるものであります。かならず、裁判により科せられる罰金や料金とともに、納付強制力を伴う過料等の行政上の秩序罰とも異なるものであると考えます。行政機関が反則者にその納付を通知し、一定の期間内に納付すれば、反則事件に対して公訴の提起がなくなるといふ点で、國税犯則取締法による稅務署長から稅法違反者に対する納付を通告される金額と類似の性

質を有すると思われるが、反則金の法律的性質は何か、これを承りたいのであります。
また、反則金制度は違反処理の合理化にはなるが、交通事故防止、違反抑制の効果は望まれないと思いますが、お考えはいかがでありますか。金さえ払えばよいだらうということで、罰金といきびしさを感じさせない制度が軽微な交通違反者を激増させるというような心配はないか、お伺いをしたいのであります。

第四に、道交法の運用と交通警察官の態度について、國家公安委員長にお尋ねいたします。

道交法は取り締まり法ではなかったはずであります。しかし、従来、ともすれば交通警察官の威圧的、権力的態度が大きな非難を浴びておりました。国民の信頼を得ることのできる交通警察官ならぬといひ得ないとするならば、いかなる法律制度をもつてするも、交通事故防止、交通安全の目的達成することはできません。スピード違反のドライバーに対して、その言動が気に食わないといつて手錠をかけたり、電柱にくったりする等の非常識な行動をするような警察官は、例外的にも存在するようでは困ります。違反を犯した考の中には、ちょっととした不注意、不用意によるものが多々あるのです。罰則を振りかざし、権力をかさに着たしゃくし定本的取り締まりが、どれほど国民に嫌悪の感情を植えつけ、反抗心をかり立てているか、はかり知れないものがあります。取り締まり第一主義におちいらす、道交法本来の目的たる交通の安全と円滑をはかることに重点を置いた、大乗的な気持ちによる適切かつ宽容的な指導こそ、第一線警察官のるべき態度だと思いますが、藤枝國家公安委員長のお考えを承りたいのであります。

それから、近來、警察官の綱紀がゆるんでいるのではないかと思われる現象がしばしば各地にあらわれております。つい先日、千葉県で機動隊員が幼稚園の園児をはね、静岡では警察官が酔っぱらい運転をし、帯広ではひき逃げをするといふよ

うな不祥事件が起きております。昨年警察官が車に係した交通事故は約四百件あります。特に暴走事件が目立つておるのであります。警察当局は、交通事故の留意が必要だと思いますが、これに対していかなる具体策を用意されておるのか、伺いたいとあります。(拍手)

第五に、野放しになつておるといわれる白ナンバーのバンについて、運輸大臣、労働大臣並びに國家公安委員長にお尋ねしたい。

無法者の代名詞になつてゐる暴走ダンプは、まことに健在であります。この暴走ダンプの問題は、すでに大きな社会問題となつて注目を浴びておりますが、建設会社、建材会社等から使用者、安全運転管理者、運転者のすべてに密接な関係を持つております。

今次法改正に際し、大型車規制を盛り込み、かつ、積載オーバー違反に対し罰則が加重されたことは、理解できることであります。しかしながら、積載オーバーを承知で運転した運転者には幾回も罰則を適用するが、この違反を命じたり、知つて知らぬふりをしている安全運転管理者には罰金だけというのは、いささか筋違いではありますか。片手落ちではありませんか。また、自動車運送事業者の場合は、運行管理者の解任にとどまらず、運送事業者そのものが解任されることがあります。運転者はむしろ被害者でありますといふケースが少なくありません。積載オーバーを罰するためには、雇用者ないし管理者の責務をこそ、よりきびしく追及するのでなければなりません。運輸大臣並びに国家公安委員長の御見解を承りたいと思います。

また、ダンプ等大型車の運転者の労務管理の改善について、労働大臣の御所信を伺いたいのでもあります。

寝るところ、休む場所に事欠き、低賃金とノルマ過重に泣くこれら運転者の立場には、考えなければならない重大問題があまりにも多過ぎるのであります。積極的労働行政の具体的措置が考えられておりますならば、この際お示しをいただきたいのであります。

第六に、建設大臣に、道路と自動車の関係について所信を伺いたい。

路の安全の確保等、市町村のなさねばならぬ仕事は多いのですが、残念ながら、特段の財源措置が講ぜられておりません。国は、府県や市町村が道路の維持改善や交通安全施設等に要する費用に困らぬよう、十分に財源措置を講すべきであると思いますが、具体策について承りたいのであります。

ただ、ここで申し上げておきたいのは、今次の

態度で圧迫を加えています。これを救うことは急務であります。総理府は、今回交通事故相談所を都道府県に一ヵ所ずつつくると申されておりまます。しかし、一府県一ヵ所とはあまりにも少な過ぎるではありませんか。事故相談所を市町村単位にまで設置するという用意はないのか、総理府総務長官にお申し上ります。

第六回は夏説大臣は道路と自動車の関係について所信を伺いたい。

六兆六千億の第五次道路整備五ヵ年計画は、はたして、今日の自動車のはんらん、才なわち、一年に百万台を上回る増加を示す自動車の洪水に対する対処として、五ヵ年後においてよく大都市及び主要地方道における交通の安全と円滑が期せられるものでありますか。建設大臣は、五ヵ年先の日本の道路上を走る自動車の数を、何千何百万台ぐらいと計算されているのでありますか、伺いたいのであります。

ただ、ここで申し上げておきたいのは、今次の方改正にあたって制度化された反則金であります。が、國を経由して地方団体に交付されるにあたり、従来制度化されておりました交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法、踏切道改良促進法等の予算措置に代置されるようなことのないようになります。この際方針を明らかにしていただきたいと思います。交通安全施設の拡充が思うようにいかないために、反則金によって、國のなすべき責任が肩がわりされるような始末にならない

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) たゞいま太田君から、死傷者の数をあげられ、同時にまた、自動車の数も年々増加している、年に百万台以上ふえておる、こういうことから、交通事故防止、絶滅について政府はどういう処置をとるか、こういう私の基本的な態度についてのお尋ねがございまして、たので、私の質問を終わります。(拍手)
〔内閣総理大臣 佐藤榮作君登壇〕

通行者市の交通安全は、人と車の分離、自動車と鉄道の関係の調整といわれております。いたずらに自動車をしてはんらんするにまかせておくなら、都市は自動車の洪水におぼれ、それと解決しようとすれば道路網の無限大の拡充となり、都市の形態はいたずらに荒漠たるものとなりまして、ついには都市的活動は不可能になってしまいましょう。したがいまして、大都市においては、自動車と道路とが均衡するよう人為的な規制を強化し、交通の安全と円滑化をはかるべきだと思いまします。

次に、市町村における安全対策とその財源の問題につきまして、総理並びに自治大臣にお伺い

より、この際總理から確固たる衡方針を承つておきたいと思います。(拍手)

最後に、交通犠牲者の救済について、運輸大臣並びに總理府總務長官にお尋ねいたします。

運輸大臣は、しばしば、自動車事故に関し強制保険の保険金引き上げの意向を表明されておりましたが、その引き上げは死亡の場合に限られておるようでありますと、負傷の場合の五十万円限度の引き上げといふのは除外されているよう伺つております。しかし、近時、交通事故の特徴は、死者よりも負傷者のほうが急増しておるのであります。負傷者に対する自賠保険の限度額五十万円は当然引き上げられてしかるべきだと考えられますが、運輸大臣のお考へはいかがでありますか。

私は、政局を担当して以来、ます、人間尊重ということを申しました。この点で、事故を絶滅させること、これは人命尊重の最も具体的ない例でございます。そこで、私がまず展開いたしましたものが、国民総ぐるみ運動でございます。これは、過去三年におきまして、各界、各方面の協力を得るということ、これがまことに大事だ、かようにも思えまして、呼びかけたのであります。たいへん成績のあがつたところもございますが、しかし、何といいましても自動車がふえておる、道路施設がこれに対応していない、まあそういうところから、痛ましい事故がいまなおあとを断たない。しかもその数がふえておる。最近は、死者はやや減少いたしましたが、負傷者の数はまたふ

学童、園児の登下校にあたり、その交通指導を無料で奉仕しておる母親は、全国で十八万三千人にも及んでいると聞いております。市町村には、固有の事務として、交通安全の保持というが、あります。が、遺憾ながら、現状では、手をこまねいていいるといった状態であります。放置されいいる市町村道、それから裏通り、狭い橋、通学通園

また、近来、交通事故は、大都市のみでなく、地方の市町村区域へも急速に広まつてきております。一たび交通事故にあつたとき、その補償について被害者は困却することが非常に多く、警察官に相談しましても、民事であるからと言って、もの申してくれません。戸惑う善良な被害者に対して、くろうとの示談屋や事故係等は、強圧的な

えております。そこで、私はこの交通事故絶滅運動について楽観はしておりません。この上ともさらには各界、各方面的協力を得なければならぬと思います。

しかし、ただ精神的にさような協力だけを呼びかけただけでも、もちろん不十分でございます。

そこで、まず、道路整備、安全施設の整備、これ

をやらなければなりません。御承知のように、諸君の協力も得まして、道路整備五ヵ年計画、これは今度は第五次でござります。六兆六千億のいわば道路計画も、また、安全施設三ヵ年計画も立てております。そして、同時に、交通秩序を確立する、また、安全運転を各方面で要望する、さらには、不幸にして事故が起きた場合にはこれの救急措置、これは病院ばかりじゃございません、あと他の施設その他も含めて被患者救済の処置をとる、これがただいま交通事故に対する私が取り組んでおる姿勢でございます。しかし、これは政府だけの問題ではございませんし、各界、各方面の協力を得なければこのむずかしい問題は解決できない、かように私も思っておりますので、ただいま国会におきましてもこういう意味の御審議をいただいたこの際、大いに政府は総合的に、かつまた、効果的な施策をとりたい、かように考えておる次第であります。

用に支出されるとか、こういったようなことが一応予定されておるようであります。しかし、その他の方について、具体的に委員会の場において十分御審議をいただきたい。

その他は各大団にお願いいたします。〔拍手〕

○国務大臣（西村英一君） 今回政府が改定を予定いたしております第五次道路整備五カ年計画でご

さいますが、これは、最近における自動車の激増に対しまして、従来の第四次計画では間に合わないようになりましたので、さらにこれを拡充してそれに対処したいのでござります。この場合に、やはり今後二十年後におけるわが国の社会、経済の水準による交通需要を一応想定いたしまして、それによる道路を考えまして、その一環として今回的新五カ年計画をしようとするものでござります。したがいまして、この五カ年間におきましては、自動車の増加に対しましておおむね対処し得るつもりでございます。

まして——今までの自動車の伸び率は一五・八%，約一六%ぐらいの伸び率を示しておりますが、それに對しまして、この事業費をいたしましては、四十一年、四十二年の対比は、おおむね一六%ぐらいになつておるつもりでございます。
第二の問題でござりまするが、特に大都市の中の交通でござります。われわれは、大都市の中の交通につきましては、放射線幹線あるいは環状幹線、あるいは高速の自動車道を考えております。したがいまして、それによつて都内の交通の調整をいたしまりたい。また、都外から入つてくる交通量に對しましては、おおむね環状線で受けとめまして、バイパスをつくり、バイパスによつて都内になるべく入れないよう、または、都内に入る場合には、最短距離の放射線道路によつてこの調節をとつていただきたい、かように考えておるものでござります。(拍手)

○國務大臣（藤枝泉介君） 反則金は反則者が任意に納付するもので、その金銭的な負担が一種の制裁的効果をあらわす、いわば広い意味での行政上的一種の制裁金と考えていいのではないかと思います。

それから、金さえ払えばといってしばしば反則を犯す、ようなことはないかということをございまですが、御承知のとおり、今回の反則金制度は、非常に軽微な違反に限定をいたしておりまして、しかも、それらの違反のうちでも、過去一年間に免許の効力を停止されたといふようなものは対象から除外いたしております。また、反則行為を犯した者でも、免許の効力を停止されるものもあるわけございまして、さような点からいたしまして、金さえ払えばといふような思想はないものと考えるわけでござります。

交通取り締まりにあたりましては、本来、指導を本位とすべきでございまして、もちろん、悪質な違反については厳重な取り締まりをいたしますが、しかし、一方、ちょっとした不注意その他のものにつきましては、親切な指導をしていくとともに考え方を持っておるわけでございまして、ことに、今回の反則金制度が発足いたしますと、もし警察官の取り締まりの態度いかんによつては、この制度そのものの運命にも関することがござりますので、この一年の間にさらに一そろこうした面を徹底してまいりたいと存じております。

警察官の交通違反が幾たびか起こりましたて、国に、その指導、取り締まりに当たる警察官が交通事故に起きた者は運転を禁止する、あるいは職場においてお互いに牽制し合うというようなことを徹底いたしまして、絶無を期したいと存じます。

それから、積載違反につきまして、下命、容認をしておられた者の刑罰が軽いではないかということございまして、現実に積載違反をいたしましたときには、教唆犯として同一の刑罰が科せられるわけですが、運転者をして、たとえば、下命をしたが、運転者は積載違反をしなかつたというような場合の下命の場合に、この軽いほうの罰則が適用されるものと考えます。

市町村の安全対策につきましては、現在の三五年計画の裏づけとなるものは財政的な措置をいたしましたが、御指摘のような、裏通りまたはその他の危険な場所について、それ以上にやらなければならぬ財政需要につきましては、今後十分考慮してまいりたいと思います。今回市町村道の財源として二十五億を計上いたしたものも、それに使ふるものと考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣塙原俊郎君登壇〕

○國務大臣(塙原俊郎君) 交通行政は各省にまわっておりますので、交通事故を撲滅するためには、総合調整の立場から、交通対策本部を設けておいて、また一方においては、交通関係閣僚会議を開きまして、この問題を取り組んでおるわけでございます。

その基本姿勢といしましては、先ほども総理大臣が述べましたけれども、四つの柱を中心としたたております。道路と交通安全施設の整備を第一の柱とし、それから、交通道德教育の徹底と申しますが、これを第二の柱、そしてまた、交通秩序の確立、つまり取り締まりであります。これを第三の柱、世界に比べて日本においては歩行者に非常に犠牲者が多いという立場から、事故にあわれた方のごめんどうを見るということ、これを第四の柱として、これを基本線にして取り組んでおるわけでございます。

今日まで、交通対策本部も、交通関係閣僚会議もきわめて精力的に動いておりますが、当面一番重点として取り組んでおります問題は、ダンプ等

大型車に対する対策をどうするかという一つの専門部会を設けてあること、そしてまた、学童園に置いておるわけでございます。きわめて精力的に動きまして、交通戦争といいやなことをば抹殺したい、このように考えておるわけでござります。

なお、お尋ねの、交通事故相談所であります
が、今度御審議を願つた予算の中で、全国で五十
カ所ほどこれを設けることになるのであります。
しかし、府県に一ヵ所では少ないのではないかと
いう御指摘であります、私の考えでは、市町村
の末端にまで簡易な窓口といふようなものを設け
まして、事故にあわれた方々に親身になつてお世
話を申し上げる機関を充実させなければならぬ
と考えております。また、非常に僻険の地にあり
ましては、巡回といふような措置も講じていただき
たいと考へております。交通安全協会あるいは弁護
士会等民間団体の非常な御協力もいただいており
ますし、また、国民総ぐるみ運動といふことでこ
の問題とも取り組んでおりますので、そういう方
との連絡を緊密に保ちながら、せつかくつくられ
ますところの交通事故相談所の妙味を發揮し
て、そして御不便の方々、お困りの方々にその手
を差し伸べていただきたい、このように考えておりま
す。なお、これをやりまして、もし不十分の点が
ありましたならば、一ヵ所で少ないという結果が
あらわれましたならば、さらにこれは考慮しなけ
ればならない問題であるらうと思いますが、今日の
段階では、いま申し上げましたことから、十分に
その対策が講じ得られるものと私は考えておりま
す。(拍手)

〔国務大臣早川崇君登壇〕

大型車に対する対策をどうするかという一つの専門部会を設けてあること、そしてまた、学童園児をいかにして守るかという一つの専門部会、それから踏切をどう扱うかという、この三つに重点を置いておるわけでございます。きわめて精力的に動きまして、交通戦争といいやなことはばを抹殺したい、このように考えておるわけでござります。

なお、お尋ねの、交通事故相談所でありますが、今度御審議を願つた予算の中で、全国で五十カ所ほどこれを設けることになるのであります。しかし、府県に一ヵ所では少ないのでないかといた御指摘であります。私の考えでは、市町村の末端にまで簡易な窓口といふようなものを設けまして、事故にあわれた方々に親身になつてお世話を申し上げる機関を充実させなければならぬと考えております。また、非常に僻険の地にありますと、巡回といふような措置も講じていただきたいと考えております。交通安全協会あるいは弁護士会等民間団体の非常な御協力もいただいておりますし、また、国民総ぐるみ運動といふことでこの問題とも取り組んでおりますので、そういう方との連絡を緊密に保ちながら、せっかくつくられたところの交通事故相談所の妙味を發揮して、そして御不便の方々、お困りの方々にその手を差し伸べていきたい、このように考えております。なお、これをやりまして、もし不十分の点がありましたならば、一ヵ所で少ないという結果があらわれましたならば、さらにこれは考慮しなければならない問題であるうと思いますが、今日の段階では、いま申し上げましたことから、十分にその対策が講じ得られるものと私は考えております。(拍手)

○国務大臣(早川宗矩) 交通事故防止のために運転者の労務管理の面からメスを入れなければならぬということは、御指摘のとおりでございます。現在、ダンプ等トラック運転手の労働条件を

調べてみますと、一日十時間以上働いておる労働者が、運転者の二七%、一般産業は八%の実情でございます。また、休日也非常に少ないと、いう実情がわかりました。そこで、労働省といたしましては、今年一月に自動車運転者の労働時間等の改善指導基準というものを設けまして、この基準によりまして九千事業所を労働基準監督署で監督をいたしました。そうすることによりまして運転者の労務管理の面から交通事故を少しでも少なくしようと努力をいたしております次第でございます。

同時に、民間の有識者から労務改善推進員とい

うのを委嘱いたしまして、民間の有識者の面からも運転者の労務管理、労働条件の向上に協力をしたいと考えておる次第でございます。(拍手)

官報(号外)

○國務大臣(大橋武夫君) 自家用ダンプカーを規制する問題でございますが、運輸省としては、運行管理者の監督指導に今後一そろ力を入れる考えでございますが、特に大型車及びダンプに対する対策としましては、これだけではなく、以下、交通対策本部において関係各省庁参加して検討いたしておる次第でございます。

次に、自動車損害賠償責任保険の保険金額の引き上げにつきましては、死亡及び傷害後の後遺障害についてそれぞれ三百万円に引き上げるということを目指にいたしておりますが、单なる傷害そのものにつきましては、現在でも五十万円の限度額に達するものはきわめてわずかでありますので、目下据え置きの方向でございますが、せつかくの御意見でございますから、なお今後よく調査をいたします。(拍手)

○副議長(園田直君) 松本忠助君。

〔松本忠助君登壇〕

○松本忠助君 私は、公明党を代表して、たゞいま趣旨の説明がございました道路交通法の一部を改正する法律案に対し質疑を行ない、総理並びに

関係各大臣の率直明快な答弁を求めるものでござります。

ですが、運転者はむしろ管理者に命令され、不本意ながら違反せざるを得ないのが実情なのでござります。

かかるに、これが取り締まりの対象となる場合は、運転者も管理者も同等の刑罰を受けることになります。運転者に過酷であると考えるものであります。したがいまして、管理者としての責任を追及するため、運転者に対する刑罰以上のものを科する考えはないか、国家公安委員長の見解を伺いたいのであります。

交通事故は、ここ数年増加の一途をたどり、その猛威をふるっております。きょうもまた、一日で千四百人の負傷者と三十八人の死亡者が出て、その家族が事故の知らせを聞いて、動転して病院にかけつけ、また、死者の遺族が、悲しみにのど話をまらせ、何千組かの賠償交渉があることは示談で、あるいは裁判で行なわれることでございましょう。そしてあすもあさつても、自動車

制度についてお尋ねいたします。その第一は、この反則金は罰金にかわる内容をもつた制裁であり、行政罰としての過料との中間的性質を持つものとされておるのあります。しかし、刑罰としての罰金、料金に準ずる反則金は、はたして裁判手続によらないで科することができます。この自覚のもとに、交通安全対策の総合的な実施は緊急、最要の問題でございますが、遺憾ながら政府の施策はあまりにも時代の要請とほど遠いのが実情でございます。

ただいま道路交通法の改正案を提案されました。その内容は、激増する交通違反者の処理に便ならずめようと/orするのか、交通事故を少なくしようとするのか、はははだ真意をはかりかねるものとござりますので、その内容について順次質問をいたします。

まず第一に、大型車の運転免許の取得基準は二十歳以上、二年の運転経験者と改正されるわけであります。これは最近の大型自動車の重大事故の多発から見ましても当然であると思いますが、さうらに取得基準を引き上げる必要があると考えます。この点、どうお考えか。また、普通免許は取得基準を二十歳以上にすべきではないかと思ふが、総理並びに国家公安委員長にお伺いいたしました。

第二に、今回の法の改正にあたり、積載制限に違反した運転者に対する罰則の強化は、安全運転の権利を妨げることによって前科を負い、資格制限を受けるおそれが生じるでございます。この結果、も、そのほとんどはやむを得ず反則金を納付いたしました。裁判を受けることを避ける。すなわち、裏返せば、裁判を受ける権利を妨げられるところになるのではないか。総理並びに法務大臣、国

家公安委員長の御見解を賜わりたいのであります。

第三に、従来から交通違反者の罪悪感が非常に低いことが問題になつてゐるのであります。交通違反者が悪いことをしたという罪悪感よりも、運が悪かったなどという意識のはうがはるかに強いといふことがあります。これらの交通違反者にとつて、罰金を支払うことよりも、運転免許の一時停止のほうがよほど苦痛であります。

さて、次に、このたび新設されます反則金通告制度についてお尋ねいたします。その第一は、この反則金は罰金にかわる内容をもつた制裁であり、行政罰としての過料との中間的性質を持つものとされておるのあります。しかし、刑罰としての罰金、料金に準ずる反則金は、はたして裁判手続によらないで科することができます。この自覚のもとに、交通安全対策の総合的な実施は緊急、最要の問題でございますが、遺憾ながら政府の施策はあまりにも時代の要請とほど遠いのが実情でございます。

ただいま道路交通法の改正案を提案されました。その内容は、激増する交通違反者の処理に便ならずめようと/orするのか、交通事故を少なくしようとするのか、はははだ真意をはかりかねるものとござりますので、その内容について順次質問をいたします。

まず第一に、大型車の運転免許の取得基準は二十歳以上、二年の運転経験者と改正されるわけであります。これは最近の大型自動車の重大事故の多発から見ましても当然であると思いますが、さうらに取得基準を引き上げる必要があると考えます。この点、どうお考えか。また、普通免許は取得基準を二十歳以上にすべきではないかと思ふが、総理並びに国家公安委員長にお伺いいたしました。

第四に、またこの反則金通告制度は、比較的軽い違反事故について適用しようとしているのであります。これはこのごく軽い違反であつた場合、違反者に対し、單に口頭で注意を与えるのにとどまるが、反則金の納付を通告するかは、現場の警察官の判断にまかせられることになるのであります。したがつて、警察官に対し新しい権力を与えることは、あくまで公正、慎重を期することに徹しなくてはならないのであります。当然運営にあたりましては、あくまで公正、慎重を期することに徹しなくてはならないのであります。それは生活にもつながっては避かれないと考えられるのであります。従来からも問題になつてゐるところの警察官の検挙第一主義や、警察官の教養に対する具体的方針等、職權乱用を防ぐ方策について、総理並びに国家公安委員長にお伺いいたしたいのであります。

第五に、反則金の帰属の問題であります。当分

の間に納付されることとし、交通安全対策特別交付金として地方公共団体に交付することとしています。ですが、一たん国に納付して地方に還元するという繁雜な手続を排し、なぜ地方公共団体に直接帰属させる方法をとらなかつたか、また、その交付金の交付基準はどのようにするのか、あわせて大蔵、自治両大臣にお伺いをしたいものであります。

今後の交通激化に伴う交通事故防止のための長期的、抜本的構想、いわゆるビジョンとそのプログラムについて所信を明らかにしていただきたいのであります。また同時に、これら総合的交通安全部門の科学者の育成をはかる研究センターを設置する考えはないか、以上をお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

御審議いただきたいと思います。

また、最後にお話がありましたが、事故防止のためのビジョン、これは、私、先ほどもお答えいたように、国民総ぐるみ運動——もちろん安全施設を整備すること、これは大事でございます。けれども国民総ぐるみ運動を展開しない限り、この絶滅はなかなか効果をあげ得ない、かように私は思っております。また、その意味で総合的な対策を立てろ、ことに、研究センターという御提案がございました。私は、確かに、この事故防止研究センター、これは一つの検討すべき御提案だ、かようておりますので、十分ひとつ御意見も

則行為を犯すのではないかということだとございましたが、先ほどお答えいたしましたように、一年以内に免許の停止を受けた者あるいは事故を起した者、そういう者にはこの反則金制度は適用しないでございまして、また、反則行為をやり直しても、その中にはまた免許の効力の停止を受けられる者もあるわけでござりますから、金さえ払えばえといふような思想は出てこないと考えておりまます。

ポイントシステムについては、四十四年の十月から実施するつもりでございますが、これができますれば、さらにこの交通事故取り締まりの徹底が期せられると考えております。

の強化が先行して、そのほかの交通安全施設の整備充実、交通安全教育の普及徹底が非常におります。しかも、自動車の増加は、現在の約一千万台が、十年後にはおそらく三千万台に達するのではないかといわれております。したがって、全国至るところに自動車はあふれ、国民の大部が自動車を持つか、その運転の経験を持つことになります。

いま政府は、現状打開のために、緊急整備三ヵ年計画をもつて交通安全対策を実施しておりますが、全くこれは一時しのぎにすぎないことは明らかでございます。自動車交通の激化に対処するためには、このような近視眼的な計画ではなく、長期構想に基づく計画の樹立は絶対不可欠のもので

た、その決意で取り組んでおるわけであります。先ほどもいろいろお尋ねがございましたして、社会党の方にもお答えしたとおりでございますから、重複をひとつ避けさせていただきたいと思います。

今回の道路交通法の改正は疑念があるよう言われますけれども、事故防止に役立てるための改正でございます。十分ひとつ御審議をいただきたいと思います。

大型車の運転免許あるいは運転者の年齢等についてどういうようになるがいいか、これらのことは委員会において十分ひとつ御審議をいただきたいと思います。

また、反則金の問題についていろいろお尋ねがございました。これが基本的な点について私はお答えいたしますが、反則金は決して憲法違反ではなくございません。また、この反則金制度、これによりまして法秩序をべつ視する、かようなものではないのであります。私は、いつも申し上げますよ

○國務大臣藤枝泉介君登壇
ござりますが、これは現在の産業界、その他の事情からいたしまして、この程度が適當ではないかと存じますが、さらに検討をしてまいりたいと思います。

積載制限の違反についてございますが、これを命じた者につきましては、教唆犯として運転者と同一の法体系によって処罰されるわけでござりますが、おそらく、運転者がいやがるもの命令したというような場合には、実際の科刑においては命令者のほうが重く罰せられるであろうと私は考えます。

それから、前科がつくのがいやなんで、その違反について異議があるが、やむを得ず納めるようになりますが、なにかといふことは、今回の反則行為は、現認され、明白な、しかも定型的なものであります。その上反則金そのものは定額でございますから、争いがあるということは、違反をしたかしないかということで、そういう問題はないともどきつないことを考ります。したがいまして

警察官の教養につきましては、従来とも十分章
を用いて、いやしくも乱用にわたらないようによ
うなことは、常に指導をいたしておるわけでござ
りますが、この反則金制度の発足を機に、さらに
一そう徹底してまいりたいと思います。

反則金を国に帰属することにいたしましたのは、
は、なるほど罰金でございませんけれども、「一
種の行政的な制裁金でござりますので、一たん國
に帰属させ、それを地方に分けるという方法をと
つたわけでございまして、その配分の方法は交
通事故の件数あるいは人口の集中度等、客観的基
準によって配分いたしたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣田中伊三次君登壇〕

○国務大臣(田中伊三次君) 松本君の御意見は、
この反則金制度が裁判を受ける権利を奪うのでは
ないか、したがって、その意味で憲法違反ではない
かという御心配であります。反則金は、藤枝
大臣からすでに御説明の中でも申しましたように、
新しい制度である。ことばをかえると、罰
金、科料ではない、また、行政罰としての過料
もない、また、似た制度をいたしましては、大蔵
省所管で行なっております間接国税通告処分とい
うものでもない、全く新しい制度である、こうい
うことであります。もう一つ、重要な点は、本人
の意思に基づかずして適用されない、本人の意思

次に、先ほどお答えをいたしましたように、この対策といたしましては、総合的、計画的な四つの柱をつくりておりますので、これを十分ひとつ

それから、金を貰えればということだ。反復反
て、やむを得ず納めるというようなことはあり得
ないと存じます。

昭和四十二年六月十三日 衆議院会議録第二十五号

に基づいてのみ適用される制度である、こういうことから、憲法違反なりとの意見は成り立たないものと存じます。（拍手）

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣（水田三喜男君） お答えいたします。

反則金は、単なる納付金ではありませんで、必ず反則金の納付通告ということは、犯罪である道交法違反の捜査によって、確定した事実に対し行なわれるというものでございますので、司法権の一作用である犯罪捜査と一体のものであると

いふこと。それから反則金を納めるといふことは、これも司法権の一作用である公訴権を消滅させるという効果を伴つておるものでございます。

ですから反則金の納付通告といふことは、公訴権の行使とも一体性を持つてゐる事務ということでございますので、これは明らかに国の事務であり、この所属は國に所属すべきものだというふうに私どもは考えております。したがつて性格をはつきりさせるために、直接これを地方団体の收入にすることを避けたという次第でございます。

それから、基準についてのお尋ねがございましたが、いまこの基準の作成の作業中でございまして、人口の集中度、それから事件の発生件数、さらに施設の必要度といふもの、これらのために応じた客觀的な、適切な基準をつくりたい。いま作業中でございます。（拍手）

○副議長（園田直君） これにて質疑は終了いたしました。

めの件、日程第一、千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正する議定書の締結についての議題といたします。

国際法定計量機関を設立する条約の改正の受諾について承認を求める件、右両件を括して議題といたします。

右 国会に提出する。
昭和四十二年四月十八日
内閣総理大臣 佐藤 義作

国際法定計量機関を設立する条約の改正の受諾について承認を求めるの件
国際法定計量機関を設立する条約の改正の受諾について承認を求めるの件
について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際法定計量機関を設立する条約の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。
機関の執行機関である国際法定計量委員会の構成を改めることを内容としており、同機関の活動を一層効果的かつ円滑に行なうためのものとして、妥当なものと認められる。よつて、この改正を受諾することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

理由
国際法定計量機関を設立する条約の改正は、同機関の執行機関である国際法定計量委員会の構成を改めることを内容としており、同機関の活動を一層効果的かつ円滑に行なうためのものとして、妥当なものと認められる。よつて、この改正を受諾することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

右 国会に提出する。
昭和四十二年五月二十四日
内閣総理大臣 佐藤 義作

千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
委員会の委員の選舉を承認することを削除する。

第一條 条約の改正
(a) 条約第一条において、
(b) (2)を削り、次の規定を置く。
この条約において「国際運送」とは、当事者間の約定によれば、運送の中止又は積替えがあるかどうかを問わず、出発地及び到達地が二の締約国の領域にある運送又は出発地及び到達地が单一の締約国の領域にあり、かつ、予定寄航地が他の国（この条約の締約国であるかどうかを問わない。）の領域にある運送をいう。单一の締約国の領域の二地点間の運送

これらの代表者は、計量器関係機関の現職の公務員又は法定計量の分野において現に公職にある者でなければならない。

たときは、直ちに委員会の委員でなくなり、関係者でなければならぬ。

これらの代表者は、この要件を満たさなくなつたときは、直ちに委員会の委員でなくなり、関係者でなければならぬ。

政府は、その後任者を指名しなければならない。

これらの代表者は、その経験、助言及び活動により委員会に利益をもたらすが、自國政府及び自己所属機関を拘束しない。

委員は、会議の会合に出席し、かつ、發言する権利を有する。委員は、その者が属する國の政府の会議における代表者の一人となることができる。

委員長は、協力を得ることが有益であると認める者を委員会の会合に招請し、かつ、發言させることができる。

第十七条第二項中「選任され、又は選挙された」を「指名された」に改める。

第十七条第五項ただし書中「選任され、又は選挙された」を「指名された」に改める。

第十二条第五項を削る。

千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
右 国会に提出する。
昭和四十二年五月二十四日
内閣総理大臣 佐藤 義作

千九百二十九年十月十二日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正することが望ましいと考えて、次のとおり協定した。

第一章 条約の改正
第一条
(a) 条約第一条において、
(b) (2)を削り、次の規定を置く。

この条約において「国際運送」とは、当事者間の約定によれば、運送の中止又は積替えがあるかどうかを問わず、出発地及び到達地が二の締約国の領域にある運送又は出発地及び到達地が单一の締約国の領域にあり、かつ、予定寄航地が他の国（この条約の締約国であるかどうかを問わない。）の領域にある運送をいう。单一の締約国の領域の二地点間の運送

定書の締結について承認を求めるの件
○副議長（園田直君） 日程第一、国際法定計量機関を設立する条約の改正の受諾について承認を求めるの件
○副議長（園田直君） 日程第一、国際法定計量機関を設立する条約の改正の受諾について承認を求めるの件

その国の法令に従い、原告が支出した訴訟費用その他の経費の全部又は一部に相当する額をさらに裁定する権能を奪うものではない。この規定は、裁定された損害賠償の額（訴訟費用その他の経費を含まない。）が、損害を生じさせた事故の日から六箇月の期間内に又は訴えの提起がそれよりおそいときは訴えが提起される前に運送人が原告に対して書面により申し出た額をとえないときは、適用されない。

(5) この条にフランで表示する額は、純分千分の九百の金の六十五・五ミリグラムからなる通貨単位によるものとする。それらの額は、各国の通貨の端数のない額に換算することができる。金貨以外の各国の通貨へのそれらの額の換算は、訴訟の場合には、判決の日における当該通貨の金による価額に従つて行なうものとする。

第十二条
条約第二十三条において、現行の規定を(1)とし、次の(2)を加える。
(2) の規定は、運送される貨物の性質又は固有の欠陥から生じた滅失又は損害に関する約款には適用しない。

第十三条
条約第二十五条(1)及び(2)を削り、次の規定を置く。
第二十二条に定める責任の限度は、損害が、損害を生じさせる意図をもつて又は無謀にかつ損害を生ずるおそれがあることを認識して行なつた運送人又はその使用人の行為又は不作為から生じたことが証明されたときは、適用されない。もつとも、使用人の行為又は不作為の場合には、さらに、その者が自己の職務を遂行中であつたことが証明されなければならない。

第十四条
条約第四十条の次に次の二条を加える。
(1) 第三十七条(2)及び第四十条(1)において「締約国」とは、「國」をいう。その他のすべての場合には、「締約国」とは、条約の批准又は条約への加入が効力を生じており、かつ、その

人に対して訴えが提起された場合において、その使用人が自己の職務を遂行中であつたことを証明したときは、その使用人は、第二十二条の規定により当該運送人が援用することができる責任の限度を援用することができます。

(2) 前記の場合において運送人及びその使用人から受けとができる賠償の額は、前記の責任の限度をこえてはならない。

(3) (1)及び(2)の規定は、損害が、損害を生じさせた意図をもつて又は無誤にかつ損害の生ずるおそれがあることを認識して行なつた使用者の行為又は不作為から生じたことが証明されたときは、適用されない。

第十五条
条約第二十六条(2)を削り、次の規定を置く。

(2) 製損があつた場合には、荷受人は、製損の発見の後直ちに、おそらくとも、手荷物についてはその受取の日から十四日以内に、貨物についてはその受取の日から二十一日以内に、運送人に對し異議を述べなければならない。延着はこれに加入しているすべての国及びこの議定書が採択された会議に参加したすべての国による署名のため開放しておくれ。

第十六条
条約第三十四条の規定を削り、次の規定を置く。

第三条から第九条までの運送証券に関する規定は、航空事業の通常の業務の範囲外において例外的な事情の下で行なわれる運送には適用しない。

第十七条
条約第四十条の次に次の二条を加える。

(1) 第四十一条のA

1 この議定書は、三十の署名国の批准書が寄託されたときは、三十番目の批准書が寄託された日の後九十日目に、それらの国との間で効力を生ずる。その後、この議定書を批准する各國について、この議定書は、その批准書の寄託の日の

廃棄が効力を生じていない国をいう。

(2) 条約の適用上、「領域」とは、國の本土地域のみでなく、その國が対外關係について責任を有するすべての領域をもいう。

第二章 改正された条約の適用範囲

第十八条
この議定書により改正された条約は、条約第一條に定める国際運送に適用する。ただし、出発地及び到達地が、この議定書の二の当事國の領域にあるか、又はこの議定書の單一の当事國の領域にありかつ予定寄航地が他の國の領域にあることを条件とする。

第三章 最終規定

第十九条
条約及びこの議定書は、この議定書の当事国間ににおいて、單一の文書とみなして解釈するものとし、「一千九百五十五年にヘーゲで改正されたワルツー条約」と称するものとする。

第二十条
この議定書は、第二十二条の規定に従つて効力を生ずる日まで、その日までに条約を批准し又はこれに加入しているすべての国及びこの議定書が採択された会議に参加したすべての国による署名のため開放しておくれ。

第二十一条
条約第三十四条の規定を削り、次の規定を置く。

1 この議定書は、署名国によつて批准されなければならない。
2 条約の当事国でない国によるこの議定書の批准は、この議定書により改正された条約への加入の効果を有する。

3 批准書は、ボーランド人民共和国政府に寄託するものとする。

第二十二条
1 この議定書は、この議定書の当事国が対外關係について責任を有するすべての領域に適用する。もつとも、2の規定に従つて宣言が行なわれた領域については、この限りでない。
2 いすれの國も、批准書又は加入書の寄託の時に、自國によるこの議定書の受諾が、自國が対外關係について責任を有する一又は二以上の領域に及ばないことを宣言することができる。

3 いすれの國も、その後、ボーランド人民共和国政府にあてた通告により、この議定書を2の規定による宣言の対象となつた又は二以上の領域に適用することができる。その通告は、同政府がそれを受領した日の後九十日に効力を生ずる。

後九十日目に効力を生ずる。

2 この議定書は、効力を生じたときは、ボーランド人民共和国政府により直ちに国際連合に登録されるものとする。

第二十三条
1 この議定書は、効力を生じた後は、すべての非署名国による加入のため開放しておく。

2 条約の当事国でない国によるこの議定書への加入は、この議定書により改正された条約への加入の効果を有する。

3 加入は、ボーランド人民共和国政府への加入書の寄託により行なうものとし、寄託の日の後九十日目に効力を生ずる。

官報号外

4 この議定書のいずれの当事国も、第二十四条
1 の規定に従い、自國が対外関係について責任
を有するすべての又はいかなる領域につき、
個別的にこの議定書を廃棄することができる。

第二十六条 この議定書には、いかなる留保も認めない。も
つとも、いずれの国も、ポーランド人民共和国政
府に於てた通告により、いつでも、この議定書に
より改正された条約を、自國で登録されかつ全積
載能力が自國の軍当局により又は同当局のために
保留されている航空機による同当局のための旅
客、貨物及び手荷物の運送に適用しないことを宣
言することができる。

第二十七条 ポーランド人民共和国政府は、条約又はこの議
定書のすべての署名国政府、条約又はこの議定書
のすべての当事国政府及び国際民間航空機関又は
国際連合のすべての加盟国政府に対し、並びに国
際民間航空機関に対し、次の事項を直ちに通告す
るものとする。

(a) この議定書への署名及びその署名の日
(b) この議定書の批准書又は加入書の寄託及び
その寄託の日
(c) この議定書が第二十二条の規定に従つて
效力を生ずる日
(d) 廃棄通告の受領及びその受領の日
(e) 第二十五条の規定に基づいて行なわれた宣
言又は通告の受領及びその受領の日
(f) 前条の規定に基づいて行なわれた通告の受
領及びその受領の日

以上の証拠として、下名の全権委員は、正當に
委任を受け、この議定書に署名した。

シメオン・ロハス 千九百五十五年九月二十八日	スイス 千九百五十五年九月二十八日
ダニエル・ゴメス 千九百五十五年九月二十八日	フリツ・シュタルダ 千九百五十五年九月二十八日
ボーランド人民共和国 千九百五十五年九月二十八日	チエコスロヴァキア共和国 千九百五十五年九月二十八日
T・フィンジンスキ 千九百五十五年九月二十八日	F・ノヴァク 千九百五十五年九月二十八日
I・J・ミンツ 千九百五十五年九月二十八日	V・バウエル 千九百五十五年九月二十八日
D・バル・ネス 千九百五十五年九月二十八日	K・ビエルジンスキ 千九百五十五年九月二十八日
ミノルスキ 千九百五十五年九月二十八日	ポルトガル 千九百五十五年九月二十八日
ラオス 千九百五十五年九月二十八日	フェルナンド・クアルティン・デ・オリ 千九百五十五年九月二十八日
イタリア 千九百五十五年九月二十八日	ルーマニア人民共和国 千九百五十五年九月二十八日
アントニオ・アンブロジーニ 千九百五十五年九月二十八日	M・コチュー 千九百五十五年九月二十八日
P・サヴァン 千九百五十五年九月二十八日	L・パドゥレスキ 千九百五十五年九月二十八日
ブルゼイ 千九百五十五年九月二十八日	サルヴァドール ペドロ・アベラルド・デルガード 千九百五十五年九月二十八日
リヒテンシュタイン 千九百五十五年九月二十八日	マウリシオ・ラモス・ラミレス 千九百五十五年九月二十八日
フレデリック・シェーラー 千九百五十五年九月二十八日	スウェーデン カール・シーデンブルーハード 千九百五十五年九月二十八日
ルクセンブルグ 千九百五十五年九月二十八日	スイス スイス 千九百五十五年九月二十八日
メキシコ 千九百五十五年九月二十八日	チエコスロヴァキア共和国 千九百五十五年九月二十八日
エソリーケ・M・ロアエサ 千九百五十五年九月二十八日	オランダ オランダ 千九百五十五年九月二十八日
ピエール・アメ 千九百五十五年九月二十八日	エドヴィン・アルテン エドヴィン・アルテン 千九百五十五年九月二十八日
フランス 千九百五十五年九月二十八日	コングレ コングレ 千九百五十五年九月二十八日
J・P・ガルニエ 千九百五十五年九月二十八日	N・アニサス N・アニサス 千九百五十五年九月二十八日
アンドレ・ガルノ 千九百五十五年九月二十八日	ハンガリー人民共和国 ハンガリー人民共和国 千九百五十五年九月二十八日

(元利補給契約)
第四条 政府は、前条第一項の認定を受けた会社
が、日本開発銀行、中小企業金融公庫、石炭鉱
業合理化事業団その他通商産業省令で定める金
融機関（以下「金融機関」と総称する。）から昭和
四十一年三月三十一日以前において借り入れ、
昭和四十二年四月一日現在において借入残高の
ある借入金（償還期間（すえおき期間を含む。）が

2 前条第一項第一号の計画が石炭鉱業の再建整備を図るため適当なものであること。
二 前条第一項第二号から第四号までに掲げる措置が当該会社の生産の合理化、経営の合理化又は資本構成の是正のため適切なものであること。

通商産業大臣は、前項の認定をしようとする

四 資本金の増加、固定した債務の整理その他の
資本構成の是正のための措置

一、石炭の生産及び販売並びに財務に関する計
画

二、鉱区の調整、石炭坑の近代化その他の生産
の合理化のための措置

三、不要資産の処分、経費の節約その他の經營
に提出して、その再建整備計画が適當であるか
どうかにつき認定を求めることができる。

二　変更に係る部分の借入金の利率が、日本開発銀行、中小企業金融公庫及び石炭鉱業会合理化事業団からの借入金にあつては年六分五厘、その他の金融機関からの借入金にあつては年五分となつていてこと。

三　変更に係る部分の借入金の元本の償還及び利子の支払が、元利合計半年累均等償還の方法その他の通商産業省令で定める方法に従つて行なわれることとなつていてこと。

四　政府が元利補給契約を結ぶ場合における元利補給契約に係る借入金の元本の額の総額は、千億円を限度とする。

(再建整備計画の変更)

第五条　政府と元利補給契約を結んでいる会社(以下「再建整備会社」という。)は、第三条第一項の認定に係る再建整備計画を変更しようとするときは、その変更の内容につき通商産業大臣

一年未満のものとして借り入れたもの及び石炭鉱業合理化事業団から借り入れた石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第二百五十六号)第二十六条第二項第九号に規定する近代化資金として借り入れたものを除く)のそれぞれの借入契約ごとに、同日現在における借入残高に通商産業省令で定める計算の方法により計算した率を乗じて得た金額につき、当該金融機関との間において当該借入契約の内容を変更して、その変更に係る部分の内容を次の各号に適合するものとしたときは、第一号に規定する償還期間における変更に係る部分の借入金の元本の償還及び利子の支払のための補給金を交付する旨の契約(以下「元利補給契約」という。)を当該認定を受けた会社と結ぶことができる。

一 変更に係る部分の借入金の償還期間が、昭和四十二年四月一日から起算して、日本開發銀行、中小企業金融公庫及び石炭鉱業合理化事業団からの借入金にあつては十二年、他の金融機関からの借入金にあつては十年となつていること。

の総額又は資本（発行済額面株式の株金総額及び発行済無額面株式の発行価額をいふ。）の金額に政令で定める率を乗じて得た金額をこえるときは、その利益の額からその乗じて得た金額を控除した額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。ただし、交付を受けた元利補給金の合計額に相当する金額から前項及びこの項の規定により当該決算以前の決算に計上した利益に関する国庫に納付し、又は納付すべき金額に相当する金額を控除した金額を限度とする。

（強制徴収）

第七条 通商産業大臣は、前条の規定による納付をして、その納付を督促しなければならないときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する

2 第六条 再建整備会社は、元利補給契約により政
府が交付する補給金（以下「元利補給金」とい
う。）の交付を受けた日の属する営業年度に係る
決算について、その財務の状況を第二条第二項
の通商産業省令で定める計算の方法により計算
した場合において、その財務の状況が同条第一
項の基準に該当しないこととなつたときは、当
該計算の方法により計算された利益の額を国庫
に納付しなければならない。ただし、交付を受
けた元利補給金の合計額に相当する金額を限度
とする。

2 元利補給金の交付を受けた会社は、最後に元
利補給金の交付を受けた日の属する営業年度の
直後の営業年度から、その日から起算して五年
度に係る決算について通商産業省令で定めると
ころにより計算した利益の額が当該会社の出資

の認定を受けなければならない。
第三条の規定は、前項の規定による変更の認
定について準用する。

は、将来にわたつてその元利補給契約を解除するものとする。

3 政府は、再建整備会社が第十五条の規定による勧告に従わなかつたときは、将来にわたつてその元利補給契約を解除することができる。

4 第三条第二項の規定は、前項の規定による元利補給契約の解除について準用する。

(損失の補償)

第十条 政府は、前条第一項の規定により元利補給契約を解除した場合において、当該元利補給契約に係る借入金に係る金融機関が当該借入人の元本の償還に関し損失を受けたときは、当該金融機関に対し、予算の範囲内で、当該損失の一部を補償することができる。

前項の規定により補償する損失は、金融機関が当該借入金に係るすべての担保権を実行しきつて、当該借入金について保証人があるとき

3 通商産業大臣は、前二項の規定による督促を受けた会社がその指定の期限までにその督促に係る納付金及び次条の延滞金を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。この場合におけるその納付金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(延滞金)

第八条 通商産業大臣は、前条第一項の規定により督促したときは、その督促に係る納付金の額百円につき一日四銭の割合で、納定期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収する。

(元利補給契約の解除)

第九条 政府は、再建整備会社が石炭の生産の事業を廃止したときは、将来にわたつてその元利補給契約を解除するものとする。

2 政府は、再建整備会社の財務の状況が第一項の基準に該当しないこととなつたとき

は、すべての保証人に對し債務の履行を請求し、當該擔保權に基づく競売の申立て若しくは委任若しくは差押命令の申請人は承認し、付託

通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合は、その申請に係る利益金の処分が次の各号に適合すると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

對して同条の刑を科する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、昭和六十年三月三十一日までに

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

不規則な音程の瞬時拍幅の一部を次の如きに改正する。

第一卷・法律の沿革(一) 万葉石版銅版
再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第

(石炭鉱業經理規制臨時措置法の一部改正)

石炭鉱業統計大帶監視打量法（昭和三十八年法律第一百四十五号）の一部を次のように改正す

第二条に次の二項を加える。

通商産業省は、石炭鉱業の管轄を有するが、石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第^二号）第三条第一項に規定する再建

整備会社であるときは、前項の規定がかわらず、同項の規定に付する旨を定めなほりと

し、指定会社が同法第五条第一項に規定する再建整備会社となつたときは、前二項の規定

による指定を取り消さなければならぬ。

理由

後を図るため、元利補給金に関する制度を設け、その適用を受ける会社について経理の適正化を図

ための措置を講ずる必要がある。これが、この法案を提出する理由である。

副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。

炭対策特別委員長多賀谷真穂君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

に納付しなければならない。ただし、同項の規定による補償金の額に相当する金額を限度とする。

2 通商産業大臣は、石炭鉱業における生産条件その他経済事情の著しい変動のために特に必要があると認めるときは、再建整備会社に対し、その再建整備計画を変更すべき旨の勧告をすることができる。

三 第十六条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、第十九条 再建整備会社の代表者、代理人、使用者その他の従業者が、その再建整備会社の業務又は經理に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その再建整備会社に

法律案を提出する理由である。

は、すべての保証人に對し債務の履行を請求する
し、当該担保権に基づく競売の申立て若しくは
委任若しくは差押命令の申請又は保証人に対する
履行の請求のうち最後に行なわれたものが行
なわれた日から一年を経過してもなお取り立て
ことができなかつた元本の額の二分の一に相
当する金額とする。ただし、金融機関が当該借入
金に係る担保権を実行し、及び保証人に對し債
権を行使してもこれに要する費用を償うこと
できない場合その他当該借入金に係る担保権を
実行し、及び保証人に對し債権を行使すること
が著しく不利である場合において、当該借入金
の元本の額のうち償還されるべきものから政府
と当該金融機関とが協議により定める担保物の
評価額及び保証人に対する債権行使による取立
見込額を控除した金額の二分の一に相当する金
額をもつて同項の規定により補償する損失とす
ることについて政府と当該金融機関との協議が
成立したときは、その額とする。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、その申請に係る利益金の処分が次の各号に適合すると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 その申請に係る営業年度において、政令で定めるところにより、減価償却その他の費用について必要な經理を行なつた後に行なうものであること。

二 再建整備計画の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(投資等の計画の届出)

第十三条 再建整備会社は、毎営業年度開始前に、その営業年度に行なうとする投資（融資を含む）及び重要な財産の処分（通商産業省令で定める範囲のものに限る）について、通商産業省令で定める事項を記載した計画を作成し、これを通商産業大臣に届け出なければならぬ。

2 再建整備会社は、前項の計画を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を届け出なければならぬ。

があつた場合において、その届出に係る計画が再建整備計画の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その計画を変更すべき旨の勧告をすることができる。

(監査等)

第十六条 通商産業大臣は、毎年、再建整備会社の業務及び経理の監査をしなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による監査を行なうため、必要があると認めるときは、再建整備会社からその業務若しくは経理に関し報告をさせ、又はその職員に再建整備会社の事務所若しくは事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(大蔵大臣との協議)

対して同条の刑を科する。

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

2 (廃止)
この法律は、昭和六十年三月三十一日までに廃止するものとする。

3 (石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を次のよう
に改正する。
第七十条中「この法律」の下に「及び石炭鉱業
再建整備臨時措置法(昭和四十二年法律第
号)」を加える。

(石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正)
4 石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭和三十八年
法律第百四十五号)の一部を次のよう
に改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 通商産業大臣は、石炭鉱業を営む会社が石
炭鉱業再建整備臨時措置法(昭和四十二年法
律第百四十五号)の一部を次のように改正す

〔多賀谷真穂君登壇〕
○多賀谷真穂君　ただいま議題となりました石炭
鉱業再建整備臨時措置法案について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国の石炭鉱業は、エネルギー革命の進行に伴う諸情勢の変化により、今日未曾有の危機に直面していることは、皆さん御存じのとおりであります。石炭のわが国産業、經濟における重要性は、最近の中東戦争による石油の供給不安一つをとりまして多言を要しないところであります。

すでに石炭鉱業の再建、自立安定については、本院において、過去再三にわたり決議を行ない、また、政府においても、石炭鉱業審議会の審議を求める、その第一次、第二次の答申に基づき、各般の施策の変化はあまりにも急激であり、石炭鉱業の苦況はますます深刻の度を加えている現状であります。

このような重大な局面に対処し、抜本的な対策の必要が叫ばれ、昨年七月、石炭鉱業審議会の答申が提出されたのであります。

本案は、この答申に基づく中核的な施策として、過去数年にわたる急激かつ大規模な閉山合理化過程において発生した過重な負担を軽減するため、財政資金により約一千億円の肩がわり措置を講じ、もつて石炭鉱業の經營基盤を改善し、その再建を期そうとするものであります。

本案の内容の骨子は、肩がわり措置の対象とな

らうとする会社は、再建整備計画を作成し、通商

産業大臣の認定を受け、その認定を受けた企業は、金融機関からの借り入れ金のうち一定額につき政府と元利補給契約を結ぶこととしたことであります。その他これに関連して、再建整備会社が利益を計上した場合の納付金、石炭の生産をやめた場合の元利補給契約の解除、金融機関に対する損失補償及び再建整備会社に対する政府の指導監督体制の強化等を定めたものであります。併せて、本法

は昭和六十年三月三十一日までの限時法としております。

本案は、去る四月十九日本委員会に付託され、

その審議を進められんことを望みます。

四月二十九日菅野通商産業大臣より提案理由の説明を聽取した後、参考人を招致する等、慎重な審議を重ねたのですが、おもな質疑は次のとおりであります。

「五千万トン需要は國の政策として不動なものであるか」、「この肩がわり措置は金融機関、大手炭鉱の救済となり、中小炭鉱への恩恵はきわめて僅少ではないか」、「わが國の石炭鉱業の根本的欠陥は、鉱区の分散私有化と流通機構の複雑化であるが、その解決のために企業合併、一社会化、国有化の必要はないか」、「現在炭鉱労働者はきわめて劣悪な労働条件下にあり、労働力不足による労務倒産のおそれがあるが、その対策いかん等」であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔副議長(園田直君)　御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

中小漁業振興特別措置法案、外国人漁業の規制に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

〔副議長(園田直君)　亀岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔副議長(園田直君)　御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

中小漁業振興特別措置法案、外国人漁業の規制に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

〔副議長(園田直君)　御異議なしと認めます。

等振興法(昭和三十八年法律第百六十五号)第二条第一項に規定する沿岸漁業以外の漁業の業種であつて、次の各号のすべてに該当するものとして政令で定めるものをいう。

一、当該業種に係る漁業生産活動の相当部分が中小漁業者によつて行なわれてゐること。

二、当該業種に係る漁獲量の変動、漁業経費の増大等により当該業種に係る漁業を営む中小漁業者の相当部分の経営が不安定となつており又は不安定となるおそれがあるため、当該業種に係る中小漁業につき、沿岸漁業等振興法第九条各号に掲げる事項に關し改善を行なつてその生産性の向上その他経営の近代化を促進することにより、その振興を図ることが特に必要であると認められること。

法第九条各号に掲げる事項に關し改善を行なつてその生産性の向上その他経営の近代化を促進することにより、その振興を図ることが特に必要であると認められること。

第三条 農林大臣は、政令で定めるところにより、指定業種ごとに、当該指定業種に係る中小漁業について中小漁業振興計画(以下「振興計画」といふ。)を定めなければならぬ。

二、振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(中小漁業振興計画)

第三条 農林大臣は、政令で定めるところにより、指定業種ごとに、当該指定業種に係る中小漁業について中小漁業振興計画(以下「振興計画」といふ。)を定めなければならぬ。

二、振興計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(公表及び助言、指導等)

第四条 農林大臣は、前条の規定により振興計画を定め、又はこれを変更したときは、その要旨を公表するとともに、その公表に係る振興計画の達成のために必要な助言、指導及び資金の融通のあつせんを行なうものとする。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)

第五条 農林漁業金融公庫は、指定業種に係る漁業(以下「指定業種漁業」という。)を営む中小漁業者に対し、その者の申請に基づき、農林漁業

金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)で定めるところにより、その者が当該指定業種に係る振興計画において定められた経営の近代化の目標に達することとなるよう漁船の改造、建造若しくは取得又は漁具その他の設備の改良、造成若しくは取得をするのに必要な資金の貸付けを行なうものとする。

(合併等の場合の課税の特例)

第六条 農林大臣は、政令で定めるところにより、指定業種漁業を営む中小漁業者(漁業協同組合及び法人税法(昭和四十一年法律第三百四十四号)別表第三に掲げる漁業生産組合を除く。以下この条及び次条において同じ。)に対し、その者が指定業種漁業を営む他の法人である中小漁業者と合併し、又は指定業種漁業を営む他の法人である中小漁業者に対し出資をし、若しくは指定業種漁業を営む他の中小漁業者とともに出資をして指定業種漁業を営む法人(会社及び同表に掲げる漁業生産組合以外の漁業生産組合に限る。)を設立することにより、当該指定業種漁業を営む中小漁業者のその漁業の生産性が著しく向上し、かつ、当該中小漁業者が当該指定業種に係る振興計画において定められた経営の近代化の目標に達することとなると認められる旨の認定をすることができる。

農林大臣は、前項に規定する出資をする指定業種漁業を営む中小漁業者であつて法人であるものに対し同項の認定をする場合には、政令で定めるところにより、その者に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の営む指定業種漁業の用に供するため必要なものである旨の認定をあわせてすることができる。

3 第一項若しくは前項の認定を受けた中小漁業者、第一項の認定に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は同項の認定に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定め

るところにより、法人税又は登録免許税を軽減する。

(減価償却の特例)

第七条 指定業種漁業を営む中小漁業者は、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

1 附則 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法の一部を次のよう改正する。

第十八条第三項中「若しくは林業経営の改善」を「林業経営の改善若しくは中小漁業の経営の近代化」に改める。

外国人漁業の規制に関する法律
(趣旨)

第一条 この法律は、外国人が我が国の港その他の水域を使用して行なう漁業活動の増大によりわが国漁業の正常な秩序の維持に障害を生ずるおそれがある事態に対処して、外国人が漁業に関する当該水域の使用の規制について必要な措置を定めるものとする。

第二条 (定義)

この法律において「本邦」とは、本州、四國、九州及び農林省令で定めるその附属の島をいう。

2 この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

3 この法律において「漁獲物等」とは、漁獲物及びその製品をいう。

4 この法律において「外国漁船」とは、日本船舶以外の船舶(農林大臣の指定するものを除く。)であつて、次の各号の一に該当するものをいう。

5 この法律において「本邦の港」とは、港湾法(昭和二十五年法律第二百十九号)第九条第一項(同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による港湾区域の公告があつた港湾及び漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第二条に規定する漁港をいう。

七 沿岸漁業者の経営の近代化を図るため漁船の改造、建造若しくは取得又は沿岸漁業に係る生産行程の協業化を計画的に実施するのに必要な資金であつて第十八条第一項第五号の二又は第八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの	八 沿岸漁業者の経営の近代化を図るため漁船の改造、建造若しくは取得又は沿岸漁業に係る生産行程の協業化を計画的に実施するのに必要な資金であつて第十八条第一項第五号の二又は第八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの
年 六分五厘	年 六分五厘
年 六分五厘	年 六分五厘
年 十五年	年 十五年
年 三年	年 三年

に改めらる。

由である。
理由

最近における中小漁業の動向にかんがみ、生産性の向上その他経営の近代化を促進してその振興を図ることが特に必要であると認められる業種の中小漁業につき、その振興に関する施策を計画的

右 外国人漁業の規制に関する法律案
国会に提出する。

昭和四十二年四月二十五日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

第三条 次に掲げるものは、本邦の水域において漁業を行なつてはならない。
一 日本の国籍を有しない者。ただし、適法に本邦に在留する者で農林大臣の指定するものと除く。
二 外国法に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に本店若しくは主たる事務所を

有する法人その他の団体。ただし、農林大臣の指定するものを除く。

(寄港の許可)

第四条 外国漁船の船長（船長に代わってその職務を行なう者を含む。以下同じ。）は、当該外国漁船を本邦の港に寄港させよとする場合には、次に掲げる行為をするもののみを目的として寄港させようとするときを除き、農林省令で定めるところにより、農林大臣の許可を受けなければならぬ。

一 海難を避け、又は航行若しくは人命の安全を保持するため必要な行為

二 外国から積み出された漁獲物等（政令で定める書類を添附してあるものに限る。以下「外国積出漁獲物等」といふ。）の本邦への陸揚げ又は他の船舶への転載

三 外国積出漁獲物等以外の漁獲物等の本邦への陸揚げであつて、わが國漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならないものとして政令で定めるもの

農林大臣は、前項の許可の申請があつた場合には、当該寄港によつて外國漁船による漁業活動が助長され、わが國漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると認められたときを除き、同項の許可をしなければならない。

(退去命令)

第五条 農林大臣は、前条第一項の規定に違反して外國漁船の船長が当該外國漁船を本邦の港に寄港させていると認める場合には、当該船長に對し、当該外國漁船を当該本邦の港から退去させることを命ずることができる。（漁獲物等の転載等の禁止）

第六条 外國漁船の船長は、本邦の水域（本邦の港の水域を除く。次項において同じ。）において、漁獲物等（外國積出漁獲物等を除く。次項及び第三項において同じ。）を、当該外國漁船から他の船舶に転載し、又は他の外國漁船から該外國漁船に積み込んではならない。

2 外國漁船以外の船舶の船長は、本邦の水域において、漁獲物等を外國漁船から当該船舶に積み込んではならない。

3 外國漁船以外の船舶の船長は、本邦の水域以外の水域において外國漁船から当該船舶に積み込んだ漁獲物等を、本邦の港において、陸揚げし、又は当該船舶から他の船舶に転載してはならない。

4 前三項の規定は、わが國漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならない場合として政令で定める場合には、適用しない。

(権限の委任) 第七条 第四条第一項及び第五条に規定する農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができ、この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

最近における外国人の行なう漁業の動向にかんがみ、外国人がわが国の港その他の水域を使用して行なう漁業活動の増大によりわが國漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずるおそれがある事態に対処して、わが國の水域において外国人の行なう漁業の禁止、外國漁船についての寄港の許可等必要な規制措置を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案は、外国人がわが國の近海において漁業活動を行なうことが増大し、わが國漁業の秩序維持に支障を来たすおそれが生じてきたため、わが國の領海における外國人漁業を禁止するとともに、外國漁船の寄港は農林大臣の許可制とし、また、漁獲物を外國漁船からわが國に陸揚げすること等を禁止しようとするものであります。

本案は、去る四月二十五日内閣から提出され、五月二十三日提案理由の説明を聞き、五月二十四日以来中小漁業振興特別措置法案と一括審査を行ない、六月七日質疑を終了し、六月十三日全会一致で可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

(罰則)

第八条 この法律に規定する事項に關して条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

(条約の効力)

(農林大臣)

第九条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反した者

二 第四条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで外國漁船を寄港させた船長

三 第五条の規定による命令に違反した船長

四 第六条第一項から第三項までの規定に違反した船長

五 第七条の規定に違反した者

六 第八条の規定に違反した者

七 第九条の規定に違反した者

八 第十条の規定に違反した者

九 第十一条の規定に違反した者

十 第十二条の規定に違反した者

為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(附則)

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

なお、本案に對しては、指定漁種の拡大をはかること等五項目にわたる附帯決議が付されました。

次に、外國人漁業の規制に關する法律案について申し上げます。

なお、本案に對しては、指定期種の拡大をはかること等五項目にわたる附帯決議が付されました。

次に、外國人漁業の規制に關する法律案について申し上げます。

6 沿岸漁業等振興審議会は、沿岸漁業等振興法第十三条第二項に規定するもののはか、前項に規定する事項に関する農林大臣に意見を述べることができる。

附則に次の二項を加える。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表沿岸漁業等振興審議会の項中「沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第六十五号)」の下に「及び中小漁業振興特別措置法(昭和四十二年法律第号)」を加える。

○副議長(園田直君) これより採決に入ります。

まず、中小漁業振興特別措置法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、外国人漁業の規制に関する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(園田直君) 本日は、これにて散会いたします。
午後四時三十四分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 栄作君

置法

関法律

沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措

置法

登録免許税法

明らかにされたい。

右質問する。

天津の日本科学機器展覧会は、日本国際貿易促進協会並びに中國國際貿易促進委員会の共催によ

り開催されるものである。これに対し日本側は、可決した旨の通知書を受領した。

登録免許税法案
登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律案

沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法案

(緊急質問提出)

一、今十三日、提出した緊急質問は、次の通りである。

東京地裁決定に対する内閣總理大臣の異議申立てに關する緊急質問(猪俣清二君提出)

東京地裁の判決に対する内閣總理大臣の異議申立てに関する緊急質問(岡澤完治君提出)

二、今十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員田中武夫君提出天津の日本科学機器展覧会の出品に関する質問に対する答弁書

天津の日本科学機器展覧会の展示品として出

一いわゆる十三品目と輸出貿易管理令別表第一との関係

天津の日本科学機器展覧会の展示品として出

品を希望し、輸出の許可を与えられないことと

なつたいわゆる十三品目は、それぞれ輸出貿易

管理令別表第一のいずれに該当するか、具体的

かつ科学的に明らかにされたい。

二いわゆる十三品目と外國為替及び外國貿易管

理法第四十八条第二項並びに輸出貿易管理令第

一条第六項との関係

いわゆる十三品目が、輸出貿易管理令別表第

一に該当するとしても、輸出の許可を与えられ

ないこととされた理由は、外國為替及び外國貿

易管理法第四十八条第二項並びに輸出貿易管理

令第一条第六項の国際取支の均衡の維持並びに

外國貿易及び国民経済の健全な發展のいずれで

あるか、またこれに該当するやんを具体的に

かにされたい。

天津の日本科学機器展覧会の出品に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十二年六月六日

提出者 田中 武夫

衆議院議長 石井光次郎殿

天津の日本科学機器展覧会の出品に関する質問主意書

天津の日本科学機器展覧会の出品に関する質問主意書

天津の日本科学機器展覧会は、日本国際貿易促進協会並びに中國國際貿易促進委員会の共催によ

り開催されるものである。これに対し日本側は、約二千点の出品を行なつたのであるが、出品を希

望したいわゆる十三品目については、輸出の許可

を与えられないこととされた。

このようないわゆる十三品目のように持ち帰り

展示品についても同様の取扱いをすることは、

きわめて不合理である。現行制度の當否につい

て見解を明らかにされたい。

四 輸出貿易管理令の再検討の必要性

現在、西欧諸国の中でもその他共産圏に対する

輸出の拡大策はきわめて積極的であり、加えて

最近の技術革新の進展等により、わが国をめぐ

る内外の経済情勢は大きく変化している。この

ような事情にかんがみ、輸出貿易管理令の全面

的再検討が必要であると考える。政府の見解を

明らかにされたい。

五 輸出の承認及び不承認と行政処分

輸出の承認及び不承認は、國民の権利に重大

な利害をもたらすものであるが、往々にして行

政処分によることなく、行政指導または事実行

為として処理することが多く、従つて救済の道

がない。いわゆる十三品目もそうであるが、そ

の不当性は論をまたない。今後、この種の事案

については明確な行政処分として処理するか否

か、この行政処分は当然に行政不服審査法及び

行政事件訴訟法の適用があると考えるが、明ら

三 持ち帰り展示品と輸出貿易管理令との関係

現行制度下においては、輸出貿易管理令別表

第一に該当する限り、すべて輸出の承認を必要

とするが、いわゆる十三品目のよろず持ち帰り

展示品についても同様の取扱いをすることは、

きわめて不合理である。現行制度の當否につい

て見解を明らかにされたい。

四 輸出貿易管理令の再検討の必要性

現在、西欧諸国の中でもその他共産圏に対する

輸出の拡大策はきわめて積極的であり、加えて

最近の技術革新の進展等により、わが国をめぐ

る内外の経済情勢は大きく変化している。この

ような事情にかんがみ、輸出貿易管理令の全面

的再検討が必要であると考える。政府の見解を

明らかにされたい。

五 輸出の承認及び不承認と行政処分

輸出の承認及び不承認は、國民の権利に重大

な利害をもたらすものであるが、往々にして行

政処分によることなく、行政指導または事実行

為として処理することが多く、従つて救済の道

がない。いわゆる十三品目もそうであるが、そ

の不当性は論をまたない。今後、この種の事案

については明確な行政処分として処理するか否

か、この行政処分は当然に行政不服審査法及び

行政事件訴訟法の適用があると考えるが、明ら

三 持ち帰り展示品と輸出貿易管理令との関係

現行制度下においては、輸出貿易管理令別表

第一に該当する限り、すべて輸出の承認を必要

とするが、いわゆる十三品目のよろず持ち帰り

展示品についても同様の取扱いをすることは、

きわめて不合理である。現行制度の當否につい

て見解を明らかにされたい。

四 輸出貿易管理令の再検討の必要性

現在、西欧諸国の中でもその他共産圏に対する

輸出の拡大策はきわめて積極的であり、加えて

最近の技術革新の進展等により、わが国をめぐ

る内外の経済情勢は大きく変化している。この

ような事情にかんがみ、輸出貿易管理令の全面

的再検討が必要であると考える。政府の見解を

明らかにされたい。

五 輸出の承認及び不承認と行政処分

輸出の承認及び不承認は、國民の権利に重大

な利害をもたらすものであるが、往々にして行

政処分によることなく、行政指導または事実行

為として処理することが多く、従つて救済の道

がない。いわゆる十三品目もそうであるが、そ

の不当性は論をまたない。今後、この種の事案

については明確な行政処分として処理するか否

か、この行政処分は当然に行政不服審査法及び

行政事件訴訟法の適用があると考えるが、明ら

三 持ち帰り展示品と輸出貿易管理令との関係

現行制度下においては、輸出貿易管理令別表

第一に該当する限り、すべて輸出の承認を必要

とするが、いわゆる十三品目のよろず持ち帰り

展示品についても同様の取扱いをすることは、

きわめて不合理である。現行制度の當否につい

て見解を明らかにされたい。

四 輸出貿易管理令の再検討の必要性

現在、西欧諸国の中でもその他共産圏に対する

輸出の拡大策はきわめて積極的であり、加えて

最近の技術革新の進展等により、わが国をめぐ

る内外の経済情勢は大きく変化している。この

ような事情にかんがみ、輸出貿易管理令の全面

的再検討が必要であると考える。政府の見解を

明らかにされたい。

五 輸出の承認及び不承認と行政処分

輸出の承認及び不承認は、國民の権利に重大

な利害をもたらすものであるが、往々にして行

政処分によることなく、行政指導または事実行

為として処理することが多く、従つて救済の道

がない。いわゆる十三品目もそうであるが、そ

の不当性は論をまたない。今後、この種の事案

については明確な行政処分として処理するか否

か、この行政処分は当然に行政不服審査法及び

行政事件訴訟法の適用があると考えるが、明ら

三 持ち帰り展示品と輸出貿易管理令との関係

現行制度下においては、輸出貿易管理令別表

第一に該当する限り、すべて輸出の承認を必要

とするが、いわゆる十三品目のよろず持ち帰り

展示品についても同様の取扱いをすることは、

きわめて不合理である。現行制度の當否につい

て見解を明らかにされたい。

四 輸出貿易管理令の再検討の必要性

現在、西欧諸国の中でもその他共産圏に対する

輸出の拡大策はきわめて積極的であり、加えて

最近の技術革新の進展等により、わが国をめぐ

る内外の経済情勢は大きく変化している。この

ような事情にかんがみ、輸出貿易管理令の全面

的再検討が必要であると考える。政府の見解を

明らかにされたい。

五 輸出の承認及び不承認と行政処分

輸出の承認及び不承認は、國民の権利に重大

な利害をもたらすものであるが、往々にして行

政処分によることなく、行政指導または事実行

為として処理することが多く、従つて救済の道

がない。いわゆる十三品目もそうであるが、そ

の不当性は論をまたない。今後、この種の事案

については明確な行政処分として処理するか否

か、この行政処分は当然に行政不服審査法及び

行政事件訴訟法の適用があると考えるが、明ら

三 持ち帰り展示品と輸出貿易管理令との関係

現行制度下においては、輸出貿易管理令別表

第一に該当する限り、すべて輸出の承認を必要

とするが、いわゆる十三品目のよろず持ち帰り

展示品についても同様の取扱いをすることは、

きわめて不合理である。現行制度の當否につい

て見解を明らかにされたい。

四 輸出貿易管理令の再検討の必要性

現在、西欧諸国の中でもその他共産圏に対する

輸出の拡大策はきわめて積極的であり、加えて

最近の技術革新の進展等により、わが国をめぐ

る内外の経済情勢は大きく変化している。この

ような事情にかんがみ、輸出貿易管理令の全面

的再検討が必要であると考える。政府の見解を

明らかにされたい。

五 輸出の承認及び不承認と行政処分

輸出の承認及び不承認は、國民の権利に重大

な利害をもたらすものであるが、往々にして行

政処分によることなく、行政指導または事実行

為として処理することが多く、従つて救済の道

がない。いわゆる十三品目もそうであるが、そ

の不当性は論をまたない。今後、この種の事案

については明確な行政処分として処理するか否

か、この行政処分は当然に行政不服審査法及び

行政事件訴訟法の適用があると考えるが、明ら

三 持ち帰り展示品と輸出貿易管理令との関係

現行制度下においては、輸出貿易管理令別表

第一に該当する限り、すべて輸出の承認を必要

とするが、いわゆる十三品目のよろず持ち帰り

展示品についても同様の取扱いをすることは、

きわめて不合理である。現行制度の當否につい

て見解を明らかにされたい。

四 輸出貿易管理令の再検討の必要性

現在、西欧諸国の中でもその他共産圏に対する

輸出の拡大策はきわめて積極的であり、加えて

最近の技術革新の進展等により、わが国をめぐ

る内外の経済情勢は大きく変化している。この

ような事情にかんがみ、輸出貿易管理令の全面

的再検討が必要であると考える。政府の見解を

明らかにされたい。

五 輸出の承認及び不承認と行政処分

輸出の承認及び不承認は、國民の権利に重大

な利害をもたらすものであるが、往々にして行

政処分によることなく、行政指導または事実行

為として処理することが多く、従つて救済の道

がない。いわゆる十三品目もそうであるが、そ

の不当性は論をまたない。今後、この種の事案

については明確な行政処分として処理するか否

か、この行政処分は当然に行政不服審査法及び

行政事件訴訟法の適用があると考えるが、明ら

三 持ち帰り展示品と輸出貿易管理令との関係

現行制度下においては、輸出貿易管理令別表

第一に該当する限り、すべて輸出の承認を必要

とするが、いわゆる十三品目のよろず持ち帰り

展示品についても同様の取扱いをすることは、

きわめて不合理である。現行制度の當否につい

て見解を明らかにされたい。

四 輸出貿易管理令の再検討の必要性

現在、西欧諸国の中でもその他

結について承認を求めるの件に関する報告書

五月二日に本議定書に署名したが、批准は差し控えていたのである。しかし、わが国の国民所得も増加し、わが国の国際航空企業も成長したので、今回本議定書を締結することとしたのである。

一 本件の要旨及び目的

本件の要旨及び目的

千九百二十九年にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約は、国際航空運送における運送人の責任及び運送証券を国際間で統一的に規律することを目的として作成されたもので、わが国は、一九五三年にその当事国となつた。その後、世界における航空運送事業の飛躍的な発達に伴い、前記の規定は実際の慣行にそわなくなつたので、これを改善するため、前記のワルソー条約を改正する本議定書が一九五五年にヘーネで作成された。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

なお、本議定書は、一九六三年八月一日に発効しており、わが国については、わが国の批准書がボーランド人民共和国政府に寄託された日の後九十日目に効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本議定書に署名したが、批准は差し控えていたのである。しかし、わが国の国民所

に関する諸問題特に計量器類の構造、使用方法等の問題を国際間で統一的に解決することを目的とする国際法定計量機関の基本文書であり、同機関の設立、機構、任務、事業等を定めたもので、わが国は一九六一年に本条約に入りしている。

一九六二年六月ウインにおいて開催された国際法定計量会議において、この機関の業務を一層効果的、かつ、円滑に行なうため、この機関の執行機関である国際法定計量委員会の構成を改正することを決定し、そのための条約の改正条文の作成を同委員会に委任したので、一九六三年十一月に開かれた国際法定計量委員会は条約の改正条文を採択した。

本改正は、同条約第十三条规定により、国際法定計量会議が選任した国籍の異なる二十人以内の委員で構成されることになつていて、国際法定計量委員会を、全文改正して、国際法定計量委員会は、各加盟国政府により、それぞれ指名される一人の代表者で構成されること等について規定している。

なお、この改正は、同条約第三十九条の規定に従い、フランス共和国政府がすべての加盟国から受諾の通告を受領した後、三箇月で効力を生ずることになつていて、

よつて政府は、本改正の受諾について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

二 本件の議決理由

わが国は、本条約に加入して以来、積極的にその事業に参加して、計量の分野における国際協力に寄与するとともに、わが国の計量制度の改善、計量器の技術的進歩に努力してきた。この機構を改善する本改正を受諾することは適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年六月九日
外務委員長 福田 鑑泰

衆議院議長 石井光次郎殿

千九百二十九年十月十二日にフルソード署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約を改正する議定書の締

本議定書による主な改正点は、旅客運送における運送人の責任限度額を十二万五千金フラン（約三百萬円）から二十五万金フラン（約六百万円）に引き上げたこと、航空運送証券に関する規定を整備したこと、手荷物及び貨物の毀損又は延着の場合に荷受け人の運送人に対する異議の申立て期間を延長したこと等である。しかし、当時のわが国としては、わが国的一般損害賠償額の水準等を考慮して、とりあえず一九五六年

右報告する。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、新たな基盤の上に立つ航空運送人の責任及び航空運送証券に関する国際的統一事業に参加することとなり、わが国航空運送事業に対する信頼及び国際航空旅客の利益を増すとともに、航空業務面における

が国航空運送事業に対する異議の申立て期間を延長したこと等である。しかし、わが国の威信を高めるものであると考えられるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和四十二年六月九日

外務委員長 福田 篤泰

衆議院議長 石井光次郎殿

の他の金融機関年五分

石炭対策特別委員長 多賀谷真穂

三 元本償還及び利子支払が、元利合計半年

賦均等償還、その他、省令で定める方法によるもの

4 元利補給契約の対象元本の総額は、千億円

5 再建整備会社は、その財務状況が認定基準に該当しなくなつたときは、省令で定める範囲内の利益額を、また、元利補給金の交付を

6 再建整備会社は、その財務状況が認定基準に該当しなくなつたときは、省令で定める範囲内の利益額を、また、元利補給金の交付を

7 通商産業大臣は、再建整備会社に対し計画の実施、若しくは変更又は、投資等の計画の変更について勧告することができる。

中小漁業振興特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における漁業経費の増大、国際的な漁業規制の強化等に対処し、生産性の向上

その他の經營の近代化を促進してその振興を図ることが特に必要であると認められる業種の中小

漁業について、中小漁業振興計画を樹立し、その実施の円滑化を図るために、金融、税制上の優遇措置を講じようとするもので、その要旨は、

1 中小漁業者の範囲は、漁業を営む個人または会社であつて、その常時使用する漁船の合計総トン数が二千トンをこえない範囲内にお

いて政令で定めるトン数以下であるもの、漁業を営む漁業協同組合および漁業生産組合とすること。

2 業種は、「指定業種」として政令で指定する

こととし、漁業生産活動の相当部分が中小漁

1 石炭鉱業を営む会社で、財務状況及び掘採可能鉱量が通商産業省令の基準に該当する会社は、再建整備計画を作成し、通商産業大臣の認可を求めることができる。

2 政府は、再建整備計画の認定をうけた会社が借入金のうち、省令で定める額について、借入契約内容を次の各号に適合するよう変更したときは、元利補給契約を結ぶことができ

る。

1 債権者に償還するべき金額を、元利合計半年

の他の金融機関十年

2 利率、政府関係金融機関六年六分五厘、そ

業者によつて行なわれてゐる業種であつて、漁獲量の変動、漁業経費の増大等により中小漁業者の相当部分の經營が不安定となつてお

り、または、不安定となるおそれがあるため、振興を図ることが特に必要であると認められるものについて指定するものとする」と。

(なお、昭和四十二年度においては、かつて・まぐろ漁業、以西底びき網漁業の二業種を指定する予定である。)

3 農林大臣は、指定業種³とに、中小漁業振興計画を定めなければならぬこととし、この計画においては、中小漁業の近代化の目標を示すとともに、目標達成のための改善すべき基本的事項を明らかにするものとする」と。

(なお、計画期間は、五年間とする予定である。)

4 農林漁業金融公庫は、中小漁業振興計画において定められた經營の近代化の目標に達する所⁴となるように漁船の改造、建造等を行

なう中小漁業者に対して、当該資金を貸し付けるものとする」と。

このことに伴い、附則で農林漁業金融公庫法を改正し、漁船資金の貸付け利率を六分五厘と定めること等としていること。(昭和四十一年度における貸付けワクは、三十億円)

5 農林大臣は、中小漁業者に対して、その者が

合併、現物出資等を行なうことにより、その漁業の生産性が著しく向上し、かつ、計画に定める經營の近代化の目標に達する」とな

る旨の認定をする場合には、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人等の営む指定業種の漁業に必要なものである旨の認定をあわせすることができる」ととへ。これら認定を受けた中小漁業者等については、租税特別措

置法で定めるところにより、法人税または登録免許税を軽減することとする」と。

また、指定業種の漁業を営む中小漁業者は、租税特別措置法で定めるところにより、固定資産について特別償却をすることができるるものとする」と。

二 議案の修正議決理由

本案は、中小漁業の經營の近代化を促進するため必要な措置と認めるが、中小漁業振興計画を定める場合等においては、沿岸漁業等振興審議会の意見をきくことを妥当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附すこととに決した。

ときは、沿岸漁業等振興審議会の意見をきかなければならぬ。

3 農林大臣は、經濟事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、振興計画を変更するものとする。

4 農林大臣は、振興計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、沿岸漁業等振興審議会の意見をきかなければならぬ。

5 沿岸漁業等振興審議会は、沿岸漁業等振興法第十三条第一項に規定するもののほか、前項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

6 沿岸漁業等振興審議会は、沿岸漁業等振興法第十三条第二項に規定するもののほか、前項に規定する事項に因し農林大臣に意見を述べることができる。

一 経営規模の拡大、生産行程についての協業化、資本設備の高度化等經營の近代化の目標

二 沿岸漁業等振興法第九条各号に掲げる事項の改善に関する基本的事項

3 農林大臣は、政令で定めるところにより、指定業種³とに、当該指定業種に係る中小漁業について中小漁業振興計画(以下「振興計画」という。)を定めなければならない。

2 振興計画においては、次に掲げる事項を定め

(中止) 農林水産委員長 本名 武
衆議院議長 石井光次郎殿
〔別紙〕
(中小漁業振興計画)
(小字は修正)
第三条 農林大臣は、政令で定めるところにより、指定業種³とに、当該指定業種に係る中小漁業について中小漁業振興計画(以下「振興計画」という。)を定めなければならない。

2 農林漁業金融公庫法の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「若しくは林業經營の改善」を「、林業經營の改善若しくは中小漁業の經營の近代化」に改める。

たは積込み

(一) 日本船舶等の船長がする漁獲物等の外国

漁船からの積込みまたは積み込んだ漁獲物

の陸揚げおよび転載

5 償則等に關し所要の規定を設けるものとす

ること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における外國人の行なう漁業の動向にかんがみ、わが國漁業の秩序を維持するため必要な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年六月十三日

農林水産委員長 本名 武
衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院会議録第二十三号中正誤

ペジ 段行 誤 正

壹九 一六 今期

会期

これを

六九 一末七 これと

これと

ごとも

壹一 三四 これら

これら

ごとも

壹六 二末 これは

これを

壹五 二三 障を

障害

壹四 一七 者も

者で

壹九 一末九 受け

受ける

六十三の三

六十三の六

衆議院会議録第二十四号中正誤

ペジ 段行 誤 正

壹七 一云 立場が

立場で

他に

壹六 二云 他の

他に

立場で

壹五 四三 充美

充實

いわれても

壹四 二六 いわても

産業が

ついては

壹三 三末六 産業を

裁判所と

壹七 三末八 排水

裁判所を

壹七 定員

壹六 三末九 排水

裁判所を

壹七 一末六 定員